

ますべき所となされ、こゝに始めて伊勢の大神宮が出来たのである。是に於て天照大神の祭祀は彌、政治的色彩を帯びて来たのである。即ち國家的祭祀としての皇祖の崇拜が一般國民の信仰上に建設される様になり、初めて政治上及び信仰上の統一が出来たものと信ずる。かくて信仰上の統一が出来た時は即ち神道の本質が完成された時である。

されば我が國體の成立は、崇神垂仁兩朝の間に完成されたもので、神道の成立も亦實に此間にあると信ずる。

當時我が國の領土即ち我が天皇の稜威の及んで居つた範圍は五畿内を中心としては東は伊勢、尾張、西は播磨附近に達して居つた事と思はれる。而して此領土内に於ける主權の客體たる臣民は、先きに述べたる様に、天孫民族と先住民族が互に同化融合して新らたに創造されたる日本民族である。

此國民と皇室との間を結び付けたる力、即ち我が國家の團結力は、實に神道の成立によつて成就されたのである。而して神道成立の神髓は天孫降臨の傳説に對する信仰にあるこ

とは、既に第五章に於て詳論したる所であるが、天照大神と其肉身の延長と坐す天皇崇拜の下に群神即ち一般國民の祖先(氏神)の祭祀が國家的に統一されたる所にあるのである。更に換言すれば、天皇が我が領土と其固有の臣民を創造され、而して皇室の御威徳によつて國體を完成されたのである。

故に神道は我が國民各自が皇室及び其祖先に對する崇敬心から成つて居る所の國家的の祭祀である。さて斯の如くにして我が國體の完成されたる後は、如何なる思想に遭遇するも其本質は永久に變化する事はないのである。即ち我が國體に同化し得るもののみを攝取し、同化せざるものは退けて如何なる民族をも日本民族となす事が出来るのである。これ我が國家が其獨特なる有機組織を完成して其營養に資すべき者をのみ選擇して同化すべき機能を有するに至つたからである。

尙之を總括していはしめよ。我が國では國家の三大要素たる主權、領土、及び人民の相互關係が當時既に完成されて眞の忠君愛國の精神が完成されたのである。而して其愛國心たるや忠君あつて而して後に發露したのである。これこそ眞に我が國體の萬國に冠絶せる

最大特徴である。海行かば水く屍、山行かば、草むす屍、天皇のへにこそ死なめ、かへりみはせじ」といへる萬葉集中の一句は奈良朝に於ける我が武士道の神髓を歌つたものであるが、此忠君思想は當時既に完成されて居つたものであらう。

實に我が國家發達の歴史は、斯の如き實質を有する大和朝廷の輪廓が次第に擴張したる歴史である。其國家的思想即ち神道の神髓は各時代の文化によく順應しつゝ、而かも其本質を益々發揮して今日の隆、たる國運を致したのである。而して今や世界の改造に當てもよく之に適應して人類の理想とすべき國家の建設を目的となすべきである。

第七章 神道の祭祀と其社會化

神道の個人化

個人が各自の爲めに行ふ神道の祭祀は神道の個人化であつて、其本領ではない。而して神道の此個人化の方面は、後世他の宗教思想に觸れて其信仰に特殊の力を與へて居るのである。

吾人は前章に於て既に神道の成立を明かにしたのであるが、かくて成立したる神道は其

神道の祭祀
と國家的思想
の普及

本領を如何なる形式によつて社會に發表したのであるか。即ち其祭祀を通じて如何なる國家的思想が普及されたのであるか。吾人は本章に於て神道の國家的又は個人的祭祀を研究して此等の問題を研究せんとするのである。

さて我が古代に於ては、太占、龜卜、夢の告、神懸、探湯、祈禱等の方法によつて神意を求めたのである。又神との關係を回復すべき消極的方法として祓、鎮魂等が行はれた。神を祭るべき爲めには一定の淨域の必要が生じ、神奈備、磐境、磯城、神籬等の如き原始的拜壇が出来、次いで社殿の發達を見る様になつたのである。

又祭儀と共に祭器、供物、禱祠及び神樂等の必要が伴つて居る。祭祀の社會的生命が顯著となるに従て祭儀は次第に複雑となり、此に従事すべき特種の人物の必要が起り神主、齋主等の發達を見るに至つたのである。

第一節 太ト、龜ト、夢吉、探湯、及び祓

太占の起原

我が國に於て最も古く行はれたるトは、太占と稱し、古事記神代卷に伊邪那岐、伊邪那

美二尊夫婦となりて子を設け給ひしに、其御子不具にして意に満たざりしかば、更に天神に教を乞ひ求められたるに、天神は太占フトエニによつて神の啓示を得て伊邪那岐、伊邪那美二尊を救へ給ひたる事が傳へられて居る。

又同書に天照大神が天石屋アマノイシヤに隠れ給ひし時天兒屋命は布刀玉命を召して天香山の眞男鹿の肩を内拔ウツスキに抜きて天香山の天波々迦アマノハハカを取て占合ウツアハせをして祭祀を始め、布刀詔戸言フトノミコトコトを禱白したる由記載されてある。此等は占に關する最古の記事である。太占が我が國最古の卜法であるといふ説は主として此等の記事によるのである。

さて太占は如何にして行はれたのであるか。其方法は古事記の所傳によると、雄鹿の肩骨を波波迦ハハカの木で焼いて占つたと云ふことだけしか判らないが、恐らくは後に行はれたる龜卜の様に其割目によつて占つたものか、或は瀑聲によつて判断したものであらう。さて鹿の肩骨を焼くに用ひたる波々迦は「カニザクラ」又は「カバザクラ」といひ、俗に犬櫻ともいつて、日本特有のものである。

鹿の肩骨を灼いて卜をする事は現今尙、蒙古に行はれて居る。我が太占フトエニが蒙古の其と同

太占の方法

蒙古の卜法
似太占の類

龜卜

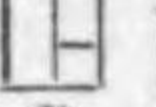
じであつたかごうかは、もとより不明であるが、類似の風が蒙古に遺れる事は、大いに興味あることである。(太占と蒙古の骨占—田口卯吉史學雜誌二二ノ一〇、Brinkley—History of the Japanese People)

太卜フトエニの後に記載されて居る卜法は、龜卜である。日本書紀崇神天皇七年二月の詔に、今朕が世に當て屢災害あり、恐らくは朝に善政無くして咎を神祇に取るか、何ぞ神龜ウツアに卜合へて災の原因を極めざらむや」と。又萬葉集卷十六に

左耳通船布、君之三言等、玉梓乃タマヅノ(中略)千磐破神爾毛莫負、卜部座、龜毛莫燒曾云々

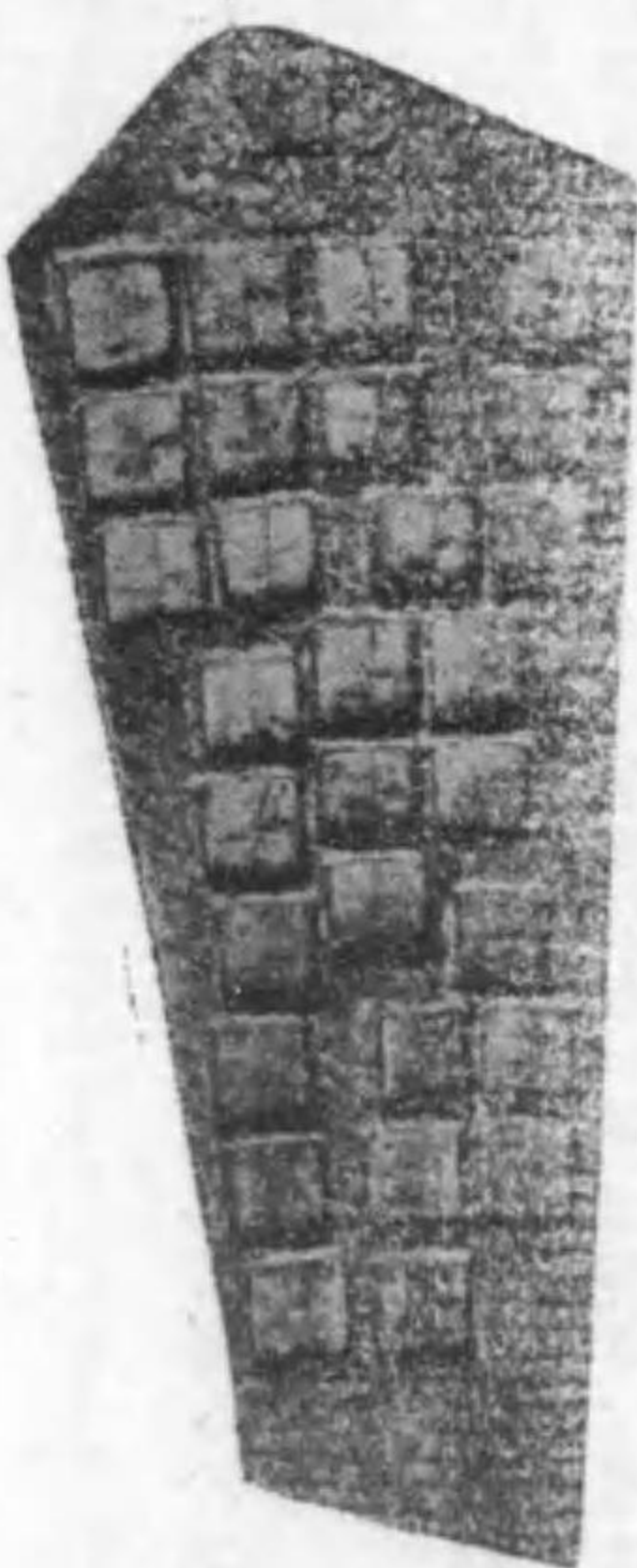
とある。此は奈良朝初期の頃によまれたるものであらうが、龜卜は當時盛に行はれたものと思はる。

要するに龜卜は宮中の儀式として今日尙行はれて居るのであるから、其方法も知ることが出来るのである。

先づ龜甲の裏を削つて二分ばかりの厚さとなし表を鏡の如く研ぎて、甲の裏に五六分四方の窪みを幾箇所にも彫り、の如き町方マチカタを墨で書き、或は小刀の端で彫りつけ、燧ヒキとい

龜卜の方法

第三圖
龜卜の甲のめがみう



東京帝國博物館藏

一六六
つて、波々迦の木の枝
に火を點じて龜甲の裏
の町方の所を熏すと割
れ目が表へ通つて種々
の形が現はれる。此が

龜卜の起原

ト形である。此ト形を占書に照して判断するのである。
上古に於ても大體斯の如き方法によつたものであらう。
龜卜はもと支那に行はれたる占術の一種で我が國へは支那から輸入されたるものであ
る。

太古と龜トとは我が上古に行はれたる最も重要な占術であるが、此二の方法が當時行
はれたる占術の總てにあつたとは思はれない。確實なる證據はないが、葉萬集に夕占、路
往占、石ト、足ト等の言葉が時々現はれて居るから、民間に於ては太古、龜トなどよりも
簡單に行はれる所の斯様な占術が行はれたるものと思ふ。

民間に行は
れたる簡易
なるト法

夕占の一例を擧げると

事靈、八十術、夕占問占正謂、妹相依(萬葉集十二)

契沖の解釋によると、夕占問といふは辻占を問ふことで、辻に出て往來の人の言を聞いて
其言語のさまによりて吉凶を定むる類である。

路往占は夕占と同じ事である。石トは石を踏んで占ふのであると契沖は説明して居る。

足トは足にて踏みこゝろみてトふものなりといふ。

石トは吾人が既に述べたる石崇拜の思想から發展したるものであらう。又夕占は言語に
靈驗の存在を信ずる所の所謂事靈の思想に起因せるものと思ふ。

要するに斯の如き通俗なる占術は、頗る原始的なる宗教思想に起因せるものであるから、
稍、進歩したる太古、龜トの類よりも古く存在して居つたもので、民間に永く行はれたるも
のであらう。太古を初め、此等の雜占の目的は皆同一である。即ち何れも神の特別なる啓
示に接するのが目的である。

ト占の目的
夢に現はれ
たる神の啓

人智の未だ開けざる時には神の意志が夢を通じて人間に啓示されるといふ事が信せられ

高倉下の夢に現はれたる武甕雷神の啓示

たのである。我が上古にも斯様な宗教思想があつたのである。日本書紀を見るに武甕雷神が高倉下の夢に現はれ、フツノイタノツルギ 劔を天下し、神武天皇に奉らしめ、皇軍を助けられた、又皇軍中州に趣かむとして行くべき路を失つた時、天照大神の夢に現はれて、朕今頭八咫鳥を遣はず、宜しく嚮導者となすべしと誨へ給ふた。斯の如き場合は武甕雷神及び天照大神が特に天皇の行爲を援助して指導せんと欲して、高倉下及び天皇御自身の夢に現はれ給ふたのであるから、神が任意に託宣を下されたるものと解せられるのである。随て此は神託の一種である。

崇神天皇及び神功皇后の夢に現はれたる託宣

日本書紀崇神天皇九年三月の條に神人夢に天皇を誨へて赤盾八枚、赤矛八竿を以て墨坂神を祀り、又黒盾八枚黒矛八竿を以て大坂神を祀るべしと告げたる事が記載されて居る。又尾張國風土記に品津別皇子七歳にして語り給はず、皇后夢に神の告を受く云々とある如き皆此に類する神託である。

夢のうちに託宣を蒙るといふ思想は、ギリシヤの傳説にもある。即ちイリアッド第二卷

ギリシヤのヘブライの古典に現はれたる夢に託宣の神

野蠻人との夢

の始めに、デウスが誤まれたるギリシア人の爲めに或者の夢に現はれ、アカメンノンに告ぐべき事を誨へたといふ事が傳へられて居る。又舊約聖書にも神が夢に現はれて人を誨たる事が諸々に記載されて居るのであるからヘブライ人の中にも此思想があつたのである。野蠻人の間にも夢に善神が現はれて危険を警告し又は或事を行はしむるといふ様な思想は往々見る所である。されば斯の如き思想は決して日本に特有なるものではないのである。

是れとは反對に神に對して夢告を祈り求むる場合がある。此は寧ろ占術の一種で所謂夢占に屬すべきものである。日本書紀を見るに、

神武天皇大和の宇陀に入る、賊虜要害の地に占據す。天皇之を惡み自ら祈ひて寝ねませり。夢に天神の訓あり。天香山の社中の土を取りて天平瓮八十枚及び嚴瓮を造り、天神地祇を祭り、亦嚴の咒詛を爲せ。此くせば虜自から平くべし。」

又崇神天皇七年の條に

神武天皇祈りて夢に託宣を求むの神

崇神天皇夢
に神の託宣
を得んことを
祈る

天皇沐浴齋戒して殿内を清め祈びて曰く、朕神を禮ふこと、尙未だ盡さるるか、何ぞ享
け給はざるの甚だしきや、冀くは亦夢の裏に教を垂れ給へ」
又同天皇四十八年の條に

崇神天皇
を定めんと
して夢を占
なましむ

春正月天皇嗣を定めんとして曰く、各宜しく夢みるべし、朕夢を以て之を占へむ。是に
於て二皇子淨沐して祈りて寢ね給へり。各夢を得給ふ云々

夢中の神託
を祈るとき
の儀禮

さて特に夢中の神託を祈り求むる場合は、受動的に神の託宣を得たる時とは異つて或儀
禮が伴つて居る。即ち上に例示したる所によつて明かなる如く、夢に神誨を受けんとする
時には必ず沐浴齋戒をするのである。これ神に祈願を捧ぐる時にふさはしい精神状態を誘
致する方法であつて神に交る時の儀禮である。

探湯

我が上古、一種の裁判法としてクガタチと云ふ事が行はれた。探湯、盟神探湯又は誓湯
など書いて皆クガタチと讀ましめてある。誓湯は又ウケビユとも訓む。其方法は神に誓を
立て手を熱湯の中に漬して探るのである。罪あれば傷き、罪なければ害せられずと信じ、
其害を蒙ると蒙らざるによつて罪を定めるのである。即ち罪なければ神は彼を保護して

害を受けしめないといふ信仰から起るのである。結局詰問される者に對する神の冥護の有
無を問ふのである。

日本書紀に記載されて居る探湯に關する記事を擧ぐれば

探湯によつて
武内宿禰と
甘美内宿禰
の争の判
断をなす

應神天皇即ち武内宿禰と甘美内宿禰を推問し給ふ。二人各堅く執て之を争ひ、是非決し
難し。天皇勅して神祇に誓つて探湯せしむ。是に於て武内宿禰、甘美内宿禰と共に磯城
川濱に出て探湯を爲す。(日本書紀九卷天皇九年)

探湯によつて
氏姓を正
す

允恭天皇はく諸氏姓の人等沐浴齋戒して各盟神探湯せよ。即ち味檀丘の辭禍戸碇に探
湯瓮を坐えて諸人を引て赴かしめて曰く。實を得れば則全し。偽れる者は必ず害れむ。

(日本書紀應神天皇四年)

繼體天皇二十四年日本人任那人と頻に兒息を以て諍訟決し難く。元より能く判ること無
し。毛野臣樂て誓湯を置いて曰く。實ならむ者は爛れず、虚む者必ず爛れむ。(日本書紀繼
體二十四年)

とある。これによつて探湯の行はれたる目的と方法を彷彿せしむることが出来るのであ

日本人と任
那人の争を
探湯によつ
て裁判す

外國に於ける類似風俗

る。

探湯の風俗は我が國特有のものではなく、諸民族の間にも行はれて居る。今一二の例を示せば、ソロモン、アイランドでは、嫌疑者の罪を定める場合に焼石を握らしめて、若し其手が傷かざりし時は無罪とするのである。(R. H. Codrington—The Melanesian: Studies in their Anthropology and folk-lore p. 212) 印度では熱き油を入れたる壺中から一個の金魂を取り出すことによつて罪を定めることが行はれて居る。即ち傷を蒙らずして之を取り出したるものを無罪となすのである。(Cyclopaedia of India vol. 1—Divination)

斯の如き外國の風習も我が探湯の如く祈禱を伴つて居るか、或は少くとも祈禱の精神を以て行はるゝものであらう。さて斯様な風俗を信仰の方面から觀察すると善者は神の保護を受け、悪者は反對に神罰を蒙るといふ善惡に對する宗教的信仰が其起原をなして居るのである。

當時の我が社會に此風俗の存在せし所以を考察するに、國家の重大事件を決する場合に斯の如き形式によらざるを得ざりしは、此習慣が當時の社會に於て尙勢力ある民間信仰で

善惡に對する信仰と探湯

祓

あつたものと思はる。随つて當時我が社會の状態は尙頗る原始的氣分に富んで居つたものと云はねばならぬ。

人の神に對する關係を回復すべき目的を有する消極的の祭儀は祓である。我が上古に行はれたる祓に二種ある。一は祓具(贖物ともいふ)を出して行ふ祓で、他の一は水を以て身體を淨める行即ち禊祓である。須佐之男命の逐降れたる時千位置戸を出されたるは、祓物の最古き例である。

伊邪那岐神黄泉に到りて穢に解れ給ふた。即ち之を清め給はんとして筑紫の橘小門にて大御身に着けませる物を悉く脱ぎ棄て穢れたるを拂ひ、水に浸して大御身を滌ぎ身の穢を洗ひ滌がれたのである。(古事記) これ文献に現はれたる禊祓の始めて、實に我が神道思想史上に於ける禊祓の權輿である。

又古事記神功皇后の卷に國の大奴佐、國の大祓などの事あるにより、當時祓が如何に國家的重要な行事でありしかを知るに足るであらう。

さて須佐之男命の祓と檉原の禊祓とは其性質が餘程相異して居る。須佐之男命の場合に

須佐之男命の祓

禊祓の始

は千位（日本書紀には千座とある）の置物を科し、又須髪を截り、手足の爪をも抜かしめて逐ひ給ふたのである。此傳説に現はれたる根本思想は、罪を贖ふ爲めに多くの財物を神に捧げ、且つ爪及髪等の汚れたる部分を棄て、神意を和げ、罪の解除を得やうといふにある。

伊邪那岐神の靈

然るに伊邪那岐神の場合は黄泉國に到り穢に觸れ給ひしことが罪の根源をなして居る。即ち穢を祓ふ點は一致して居るが須佐之男命の場合は財物を以て罪を贖ふ點に於て相異して居る。不淨は神の惡む所で、神の崇の招く所以であるから拂淨することによつて其解除を求むるといふ思想が根本をなして居る。

穢觸思想と
清法の一
般的性質

穢觸思想と其清法は祭祀上甚だ重要な要素をなして居るもので殆んど何れの宗教と雖も汚穢拂淨に關する儀禮の存せざるはなき有様で諸宗教に通有なる思想である。例へば佛教の灌頂、基督教の洗禮等を初め波斯のゾロアスター教、印度の波羅門教等に於ても重要な儀禮である。

一般に穢といふは汚穢のみをいふのでなく犯罪を穢となすもの、又犯罪の結果は獨り犯

人自身を汚がすのではなく、罪惡の行はれたる國土民衆全體を穢となすもの、又出産を穢となすもの、又死亡を穢となすもの等の種類がある。斯の如き穢は諸民族の間に行はるる所であるが、我が國に於ても亦行はれたる風俗である。穢觸思想に關しては法學博士中田薫氏の論文あり。「古法と觸穢」（國家學會雜誌第三一巻一〇）此種の研究中最も包括的に科學的論文であらうと思ふ。

已上論述したる太占、龜卜、夢告、探湯等は何れも祈禱の精神を伴つて居るが、此精神と相俟つて沐浴齋戒の行はれたることは清淨なる精神を以て神に接せんとする思想の行爲に現はれたるもので、我が神道に於ける重大なる宗教的風俗であつたのである。

第二節 原始的拜壇及び社殿の發達

一 神籬の形式と其意義

神武天皇諸虜を平け給ひ、皇祖の靈を祭らんとして大和の鳥見山中に神籬を建てられた事が古典に記載されて居る。即ち古語拾遺に

爰仰從^ニ皇天二祖之詔。建^ニ樹神籬^一

とある。皇天二祖の詔に従つてとあるは、日本書紀の一書及び拾遺の天孫降臨の段に高皇産靈神と天照大神の詔に天津神籬を起樹て或は天津神籬を持って葦原中國に降りて皇孫の御爲に齋ひ奉れなどあることを承けて云へるのである。

又萬葉集卷の十一に

神名火爾。紐呂寸立而。雖忌。人心者。間守不敢物。

とある。此外、後に引用せんとする同種類の歌によつて見るに、神籬を建てることは、上は國家的祭祀として天皇が皇祖を祀り給ふ場合を始め、下庶民に至るまで廣く行つた風俗である。然らば神籬とは何ぞやとの問題を解決せねばならぬ。さて茲に解決を要する諸點は神籬の作られたる材料、形式及び其建設の場所等であらうと思ふ。

神籬と同じ意義に三諸(御室とも書く)といふ稱呼が屢々古典に現はれて居る。故に神籬を解釋するに當り、此御室に關する古傳をも合せ考ふべきものである。神籬の材料を、知るべき資料としては萬葉集に下の如き句がある。

神籬とは何ぞや

神籬と御室

神籬の材料

五十串

木柴

五百枝

神籬を建てたる場所

五十串立。神酒座奉。神主部之。雲聚玉蔭見者乏文(卷一三)

爾波奈加能。阿須波乃可美爾。古志波佐之阿例波伊波波牟。加倍理久麻但爾(卷二〇)

三諸乃。神奈備山爾。五百枝刺。繁生有。都賀乃樹乃彌繼爾(卷三)

などある。五十串といふは齋み清めたる串であらう。古志波佐之とあるは木柴(又は小柴ともある)刺しの意であらう。又五百枝刺ともあれば、木の枝を刺したるものであらう。即ち忌み清めたる枝を地上に建てめぐらして齋籬を作つたものと察せられる。さて如何なる樹の枝を用ひたるかは不明で、恐らくは特に何れの樹と限つた解ではあるまい。

次に神籬は如何なる所に建てられたかと云ふに、神武天皇は鳥見山中に建て給ひ、又萬葉の古歌に神奈備山に紐呂寸立て或は神名火山爾五百枝さし、三諸著鹿背山際爾、又三諸就三輪山見者などあれば、山上に建つるが本意であつたと思はれる。然しながら前引萬葉の歌に爾波奈加能阿須波乃可美爾、古志波佐之とあるが、爾波奈迦能は庭の中央といふ意であらう。故に庭中に建てたることもあつたと思はれる。又萬葉集卷三、丹生王の歌に吾屋戸爾。御室乎立而。枕邊爾。齋戸乎居云々といふ句がある。此によると屋内にも建てるこ

とがあつたものと見える。同じく萬葉十九卷には、春日野爾伊都久三諸乃などあれば、平野にも建てられたるものと思ふ。是に依り是を見るに神籬は必要なる場合何れの所にも建てられたるものであらう。

茲に引用したる古傳によつて考察すると、神籬は神を拜がむ爲め、或箇所に忌み清めたる木の枝を建てたるもの、如く思はる。然し神籬に關する問題はこれを以て未だ其解決を得たのではない。其全形狀については未だ知る所がないのである。

神籬については古來幾多の説がある。其重なるものを擧げ、更に吾人の綜合的判斷を與へやうと思ふ。釋日本紀に

神籬は神祠
なりといふ
説

天津神籬。私記曰。問、何物哉。答謂、今神祠一歟。又問此謂、比母呂支、其義如何。答未

詳。先師説云、謂之比母呂支、蓋賢木之號歟(釋日本紀卷八)

とある。即ち私記に神籬を指して神祠ならんかと疑を存して居るのは、尤ものことであるが、吾人が古傳に徴して考へ得たる結果は神籬は何しても祈る度毎に新設したるもので一時的のものであらうと信ずる。然るに神祠は定設的のものであるから、此點に於て神籬は

宣長の説

神祠とは相異して居るのである。故に神籬は一時的の神祠ならんとは云ひ得るも、單に神祠とはいへないと思ふ。次に先師の説として比母呂支は蓋し賢木ならんかとあるが、本居宣長も古事記傳十五卷に

比母呂岐と云物は榮樹をたて、其乎神乃御室登して祭るよりして云ふ名にて柴室木乃意那るを布志を切て比と云なり云々

と云つて居る。榮樹をたてと斷言してゐるのは、如何なる根據によつたのであるか、余輩の淺學終に其出所を明かにすることを得ないのである。或は釋日本紀に引ける私記の説又は口訣に神籬者直坂樹也とあるによれるものならんか。

堀秀成の神
籬説

堀秀成の神籬考には宣長の柴室木の説を難じて神籬は靈森樹で神靈を鎮めまつる森樹のことであると云つて居る。又新井白石の東雅には

新井白石の
神籬説

神籬の字借用ひてヒモロギと讀まれしによらむには、神は即靈也。古語に靈をばヒといひけり。籬は内外を守り限るなれば其字を讀てモロキとはなされし也。さらばヒモロギは猶神を守る所といふが如し。もし坂木なりといふが如くならんには今も神輿の渡ます

時には、必ず賢木を根こじにこじて持渡す事也。これ皇孫天降りませし時に天津神籬を
持來られし義に始りけむも知らず云々

とあつて、神籬に使用したる樹については榊木とは断定してゐないのである。

己上先人の説は區々であるが、吾人がさきに神籬は或特種の樹に限られたるものでは無
かつたであらうと云へる説を翻へす必要はないのである。

神奈備とモ
リと神籬の
關係

神奈備及びモリといふ稱呼は如何なる意義を持て居るか。こは神籬の解釋に密接なる關
係がある。萬葉集に神奈備爾紐呂寸立而、又神奈備山爾五百枝刺などあれば、神奈備の意
義は凡そ察することが出来るのであるが、出雲風土記の國造神賀詞の中にも

倭大物主、櫛懸玉命登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐

とあれば、神の坐す所を神奈備といへることは明かである。

賀茂眞淵の
神奈備考

賀茂眞淵翁の「祝詞考」には神奈備は神の毛理なり。毛理の約は美にて、神奈美なるを通
はして神奈備ともいへりと解してある。

モリの意義

モリといふ稱呼の用例を萬葉集について見ると、七卷に卯名手之神社乃。十二卷に眞鳥

モリに就て
契沖の解釋

住卯名手乃杜之神思將御知などありて神社と書いてモリと訓みあるに注意すべきである。

契沖の説に神社とかきてモリとよめるは、木のしげき所には神のまし／＼てまもり玉へば
守と云ふ心にて森の名も負ひたるかと云つて居る。蓋し神奈備とモリとは同意義の稱呼で
あると思ふ。

神籬本來の
性質

神籬、御室、神奈備及びモリの意義を一括して云へば、神奈備及びモリは自然の森の神
聖視されたるものを指し、ミモロは神を安置奉る所といふ意であるから神籬とミモロは人
爲的に作られたる神聖なる一小區劃といふことになるが、何れも森に關係のあることが認
められる。故に本來の意義からいふと神籬は神聖なる森林中に神を拜む目的を以て設けら
れたるものであらう。其根本思想は、契沖もいへる如く、森即ち木の繁き所を神聖視した
る思想に起因せるものであらう。

神籬と樹木
崇拜思想

此を宗教思想の上から論ずれば、樹木崇拜思想に起原を持つて居るといはねばならぬ。
萬葉集に神社と書いてモリと讀ましてあるは、一面に於て神社が神奈備及び神籬の思想
から發達したる所以を語るもので、後世各地の守護神の鎮座せる神社を鎮守の森といふも

蓋し此意味を有するものであらう。

茲に注意すべきことは、神社は神奈備及び神籬の思想から發達したるものであるが、此によつてが、我が原始神道が樹木崇拜思想から發達したることを意味するものではない。唯神籬、又は三諸を作ることには神を禮拜する形式であるから、此形式が樹木崇拜に根柢を有すと云ふのみである。

我が國最古の神社として知られて居る大和三輪神社は今日に至るも別に神殿はなく、只拜殿のみで、森全體が崇拜の對象なつて居るが、之を以て直ちに植物崇拜とはいへないのである。唯森を神の御社と考へることは樹木崇拜より轉化したるものであるといふに過ぎないので、實際、崇拜の對象となれる三輪神社の祭神は大國主神の幸魂、奇魂である。

樹木崇拜の思想は原始的宗教思想であつて諸民族の間にも其類似信仰を見るのである。其の著しいものをいへば、

外國に於ける樹木崇拜思想

舊約聖書申命記十六章三十二節にモーゼに對へて神は森に住み給ふとある。古來イスラエル人はエホバは屢々或樹木を其住家となし給ふといふ信仰を持つて居つたから祭祀は其

樹下に行はれ、又供物を其枝に懸け、或は其樹下の机上に置くことによつて神に供物を送する方法と信せられたのである (Mrs. I. H. Philpot—Religion and Myth p.30)

樹木崇拜の風は又印度、埃及等を初め、其他の諸國にも嘗て行はれ、或は現に行はれつゝある風俗である。

シベリヤのヤクト Yakut 人は神聖視されたる樹を信じ、其樹に鐵、眞鍮、銅の類を懸けて神を崇拜するといふ (E. Balfour—The Cyclopaedia of India Free)

樹木に供物を懸けることは外國にもある風俗なり

斯の如く供物を樹木に懸ける風俗は我が古傳に所謂眞坂樹に鏡、勾玉、劔、青和幣、白青幣等を懸けたる風俗と其根本思想を一にするものである。故に斯の如き思想から神籬にも種々の幣物を懸けて祖先の靈を祀つたものと思はる。

己上神籬について考究したる所を綜合して判斷すると神籬を建てることは、樹木崇拜から起つた一種の祭儀で、一時的の目的を以て賢樹或は其他の樹の枝を建て、或場合は其枝に供物を懸けて神を拜したるものである。而して神籬は一ヶ所に枝を密集して立てたるものと思はる。斯く思はる所以は五百箇眞坂樹に種々の幣物を懸け、又は五百枝刺などあるの

神籬は我國
最古の神殿
ならむ

みならず、神籬は森を聯想せしむるものであるからである。神籬を永久的のものとなさず、一時的のものとなす所以は禮拜の都度神靈を眼前に招請するを必要と考へたのであらう。要するに我が原史時代には神籬が神殿にして最古く行はれたのである。此神籬は社殿の發展するに及びて全く一種の祭儀となつて残つて居るのである。即ち後世青幣帛、白幣帛を神前の四足台又は八足台上に立てるのは神籬に取り付けられたる青幣帛、白幣帛から轉したるものであらう、又神を拜む時に玉串とて柳の枝に綿を取り付けたるを捧げるのも亦神籬から轉化したるものであらう。

尙神籬は磯城、磐境と關係がある、故に吾人は更に進んで磯城磐境の意義を研究せんとするのである。

二 磯城磐境の形状と其目的

古典について磯城、磐境の用例を見るに、日本書紀卷二の一書に

高皇產靈尊因勅曰。吾則起樹天津神籬及天津磐境。當爲吾孫奉齋矣。

とある。又同書崇神紀六年の條に

先是。天照大神、大和大國魂二神。並祭於天皇大殿之内。然畏其神勢。共住不安。故以天照大神。託豐鍬入姫命。祭於倭笠縫邑。仍立磯城神籬。以日本大國魂神。託淳名城入姫命。令祭。

とある。古説拾遺、舊事記にも同様の記載がある。今此等の古傳につき第一に注意すべき事は、磯城神籬なる名稱の意義と其前後の關係である。

先づ磯城と共に磐境なる稱呼について考へねばならぬ。古事記傳に磐境は伊波紀と讀むべしとある。さてキといふは境界のことで又サカともいひ、又城のことを敷ともいふ。清水元太郎氏は史林三卷三號に敷の語義を定義してキ若くはシキとは、多く山頂丘腹或は高地に、或は土石、稀には材柵を以て圍繞區劃せる一定の區域を稱する者にして其目的は、一兵要、二祭祀、三住居(集團的)にありといつて居る。

由來磐は其堅固をほめたる稱辭である。故に古來磐境と磯城とは同意義に解されて居る。

古事記傳にも磐境は磯城神籬と同じもので、神を祭る場を石を築周らして構へたるなり

磐境の意義

磐境と磯城
とは同物

といて居る。磐境と磯城とを同一物と解することは、何人も異論はないのであるが、神籬をも磐境、磯城と同一なりとは考へられない。

さきに引用したる日本書紀の古傳について磐境及び磯城の前後の關係を見るに、接續詞「及び」を以て神籬と磐境とが連結してあるのは、確かに二物を意味するもので、少なくとも此古傳の記者は神籬と磐境とを別物と考へたのである。又第二の古傳には磯城神籬とありて之を言義の上よりするも磯城が神籬の形容詞と解することは出来ない。故に吾人は磐境及び磯城は同一物で石を圍らして一の區劃を作つたもので、神籬は即ち此の區劃内に設けられたるものであらうと思ふ。

されば崇神天皇が笠縫色に磯城神籬を建て、天照大神を祀られたとあるは、石を圍らしたる淨域内に神籬を建て、祭らしめられたるものと思ふ。

斯の如く石を以て圍まれたる區域内に神を祀つたことは常陸風土記の文にも見ることが出来る。

東大山謂賀毘禮之高峰。即有天神。名稱立速日男命。一名速經和氣命。本自天降。

磯城の性質

即坐松澤樹八俣之上。神崇甚嚴。有人向行大小便之時令示灾。致疾苦者。近側居人。每甚辛苦。具狀請朝遣片岡大連。敬祭。祈曰。今所坐此處。百姓近家。朝夕穢臭。理不合坐。宜避移可鎮高山之淨境。於是神聽禱告。遂登賀毘禮之峯。其社以石爲垣。中種屬甚多。并品寶弓、梓、釜、器之類皆成石存之。凡諸鳥經過者。盡急飛避無當峯上。自古然。爲今亦同之。(常陸風土記久慈郡)

是に於て磯城と神籬とを併せ考へると、小規模に神を祭る場合、即ち個人的性質を以て神を祭る時は、磯城は造らなかつたもので、磯城を圍らしたる神籬は部族的若しくは國家的性質を以て居たものと思ふ。

原始的宗教に於ては部族的、即ち集團的の祭祀が先づ現はれ、個人的祭祀は其後社會の發達と共に次第に現はれるものであるから磯城を圍らしたる神籬は我が原始神道に於て最も古き國家的祭壇の一形式であると思ふ。

今日往々山上に發見される所謂神籠石と稱するものは、或は此磯城の遺蹟ではあるまいか。

磯城の遺蹟

神籠石に就いては學者間に二の説がある。一は純然たる山城廢址となし、他は靈地の遺蹟となすものである。考古學雜誌四卷二號及び歴史地理十五卷三號は何れも神籠石號にして諸家の論文が集載されて居る。尙喜田文學博士の「神籠石と磐境」(歴史地理一六卷三號)も參考すべきものである。

考古學者の多くは神籠石を山城址と認むるのであるが、所謂神籠石の中には成程山城址と思はるるものもある。然し其反對に全く山城址と信することの出来ないものがある。山城址と認め得ざるものは如何なるものかといふに、山頂に石をめぐらして一の區劃を造つたもので、其遺蹟は主として九州地方にある。喜田博士の調査によると其列石の状態は、必ず一列に限られて居る。而して其石は何れも切石にて高さ二尺五六寸、長一尺位より七、八尺位にも及び、厚さは五六寸より三尺位に及ぶも、其表面の彫琢を加へたる所は何れも五六寸といふことに一致して居る。さて石の正面二尺五六寸と上部の前つら五六寸とは立派に一直線をなせるも、其下部と奥の方とは一向揃つて居ないのである。是は正面高二尺五六寸、上部奥行五六寸を露はして他は土に埋めた爲と思ふ。斯の如き切石を連接

第三 神籠石
筑前國雷山の頂上にあり



考古學雜誌四卷二號所載

して十數町から十數町間に竝列してあるので、山骨露出し、列石を置く能はざる箇所に遭遇すると、其露出の自然石をやはり高さ二尺五六寸奥行五六寸だけ立派に作り出しにして他は自然のまゝに残して左右の列石と同一の形に連絡を付けたるものもある。而して列石内部を研究すると女山の神籠石の内部には數個の古墳がある。又高良山の神籠石内にも古墳がある。鹿毛馬の神籠石内にも塚らしきものありて頂上に小祠がある。石城山の列石内には延喜式内石城神社がある。又高良山には延喜式内高良玉垂神社が

蹟ならんかと思はる。

唯其列石の延長が十數町にも及べるは、祭域としては餘りに廣大に失せるにあらずやとの疑問がある。此點に就て少しく想像する事を許すならば、斯くも考へられやうと思ふ。

當時の祭祀
と祭域の必
要

原始時代、殊に部族が各所に割據せる時代に於て祭祀の重要な事は、後世に於ける神社の祭祀とは日を同じふして論ずることの出来ない程社會的緊要行事で、其神靈を保護することは、其社會の結合統一を計り、且つ其存在を全ふる所以の一大事件であるが故に、日夜其靈域を守護するは彼等の必ず爲さざるべからざる所であつたと思ふ。さればその靈域内に武器を備へ日夜守護に従事すべき人々が宿泊するの必要がある。隨て其區域は頗る廣大ならざるを得ざりしこと、察せられる。前引常陸風土記に其社、石を以て垣となす、中種屬甚多。并品、寶弓、梓、釜、器の類皆石となりて残りりあるは、或は此邊の消息を傳へたる古傳ではあるまいか。

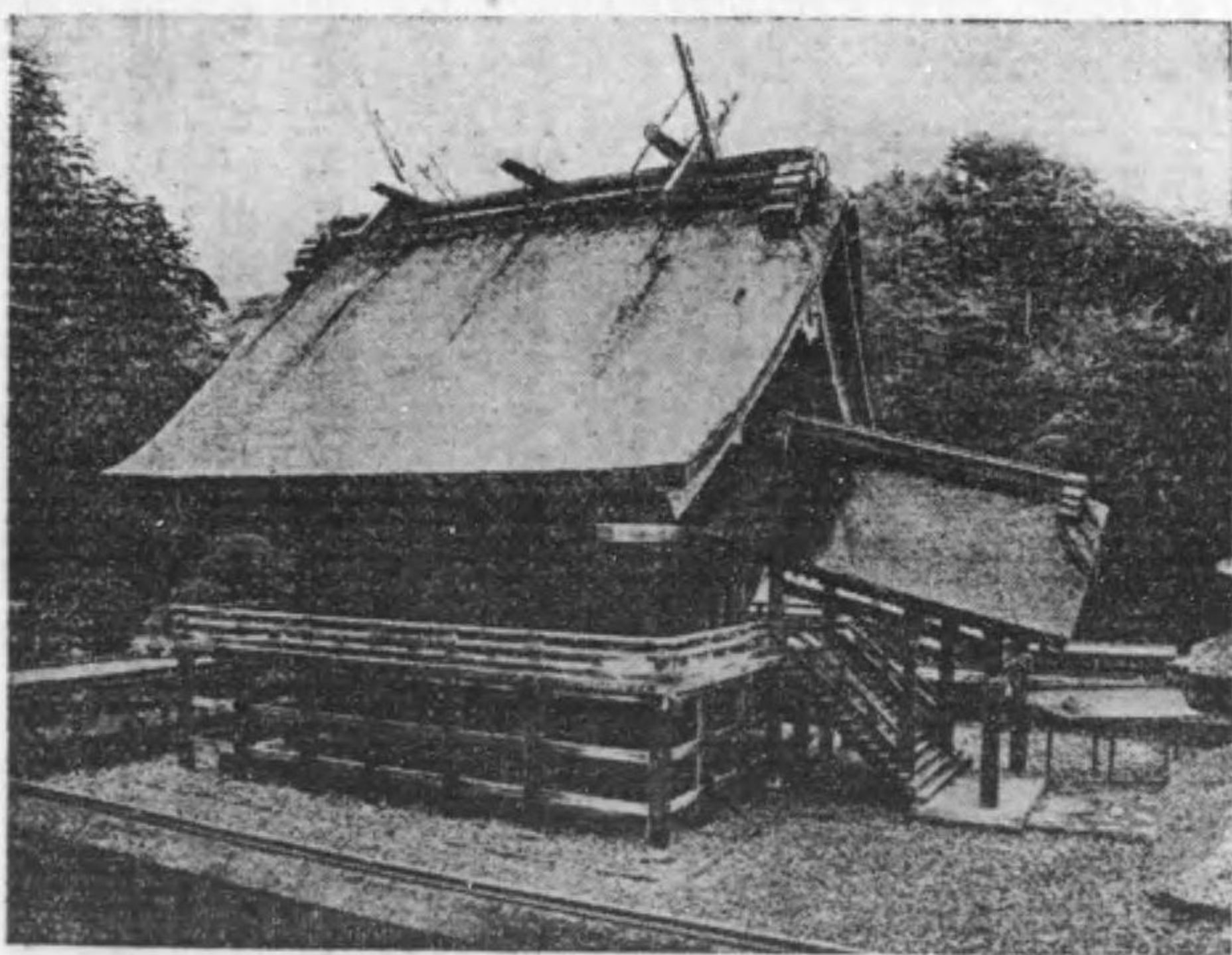
又神武天皇が大和を征服し給ひし時椎根津彦と弟猪を遣はして天香山社中の土を取らしめられた。其時彼等二人は神に祈て賊地を過ぎ竟に其土を取り歸つたのであつたが、天皇

靈域と呪術
思想

は此土を以て天平瓮及び嚴瓮を作らしめて天神地祇を祭り給ひ、且つ嚴の咒詛をなされたことが日本書紀に詳しく傳へられて居る。又同書崇神天皇の條に「吾聞武埴安彦之妻吾田媛。密來之取倭香山土。暴領巾一祈曰是倭國之物實乃反之」とあるが如き、何れも參考すべきものと思ふ。

さて我が原始時代に於て厭勝的思想のあつたことは、種々なる方面から明かにせらるゝのであるが、斯の如き古傳も其一表現に過ぎないと思ふ。靈域に兵備を設けることは其部族の祖神を中心として一團結をなせるが故でもあらうが、他の一面には斯の如き思想に支配されて居たのではあるまいか。即ち一部族の崇拜の對象となつて居る神の靈域の土を取られることは敵に咒詛される材料を奪はれるのであるから、此危険を防ぐ爲めの防備も加つて居たのではあるまいかと思像されるのである。而して斯の如き場合には敵の靈域の土を敵に發見されること無しに窃かに取り來ることが必要條件である。若し敵に發見される時、は敵は此に對抗すべき咒詛を行ふが故に、折角の咒詛を無効ならしめるからである。蓋し厭勝は秘密の内に進むことが一般マジック思想の通有性である。

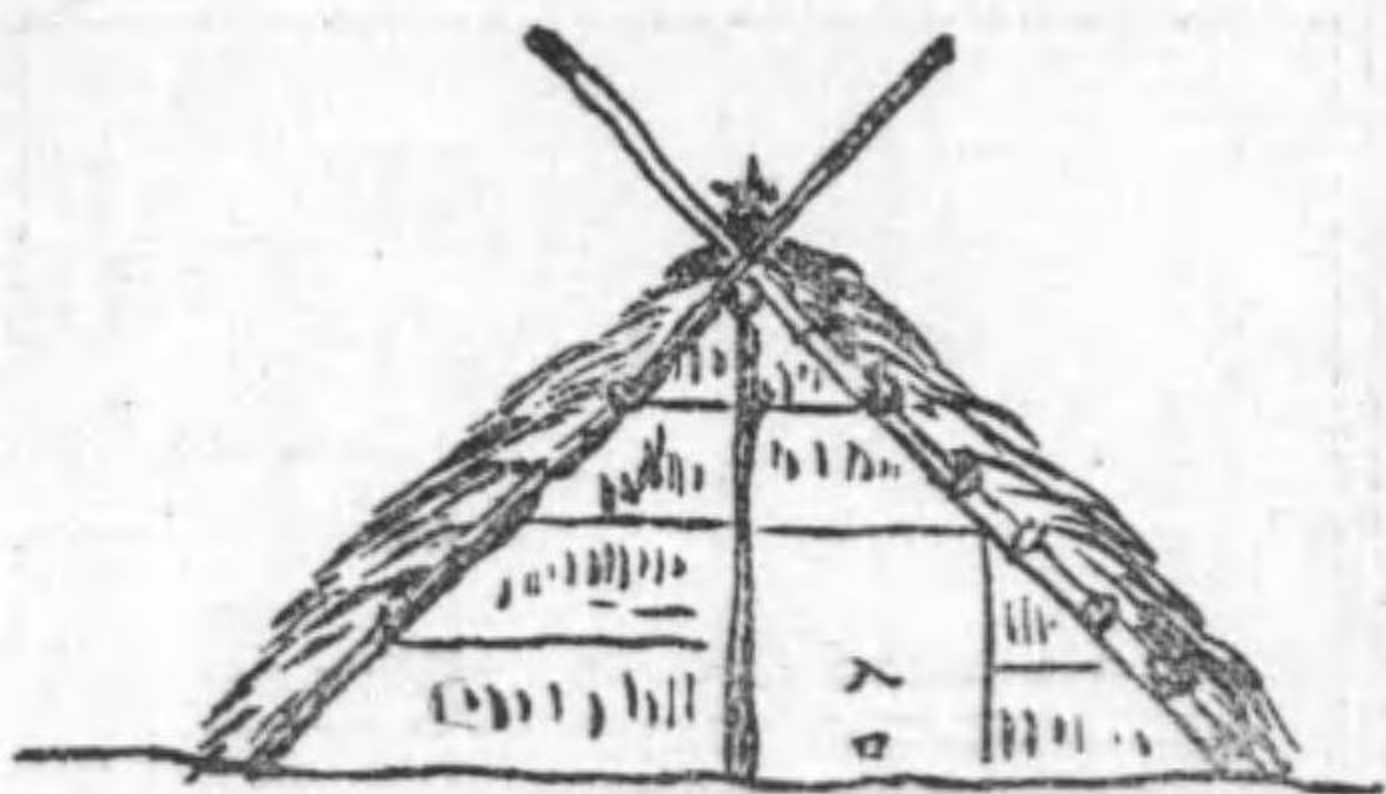
第三三圖 出雲大社



日本建築圖集所載

つて、高欄がついて居る。段階は前の右の間の前に付て居る。即ち入口は前面の右の間である。二間の前面であるから入口が中央と云ふ譯には行かないのである。次に屋根は前後に切妻があつて破風は元來直線形であるべき筈の所、今日では少しく曲線になつて居る。軒は肘木も何もなく、一と軒で、屋根は檜皮葺で棟に千木、勝男木がある。大體の形状は第三十三圖の寫眞によつて知ることが出来る。

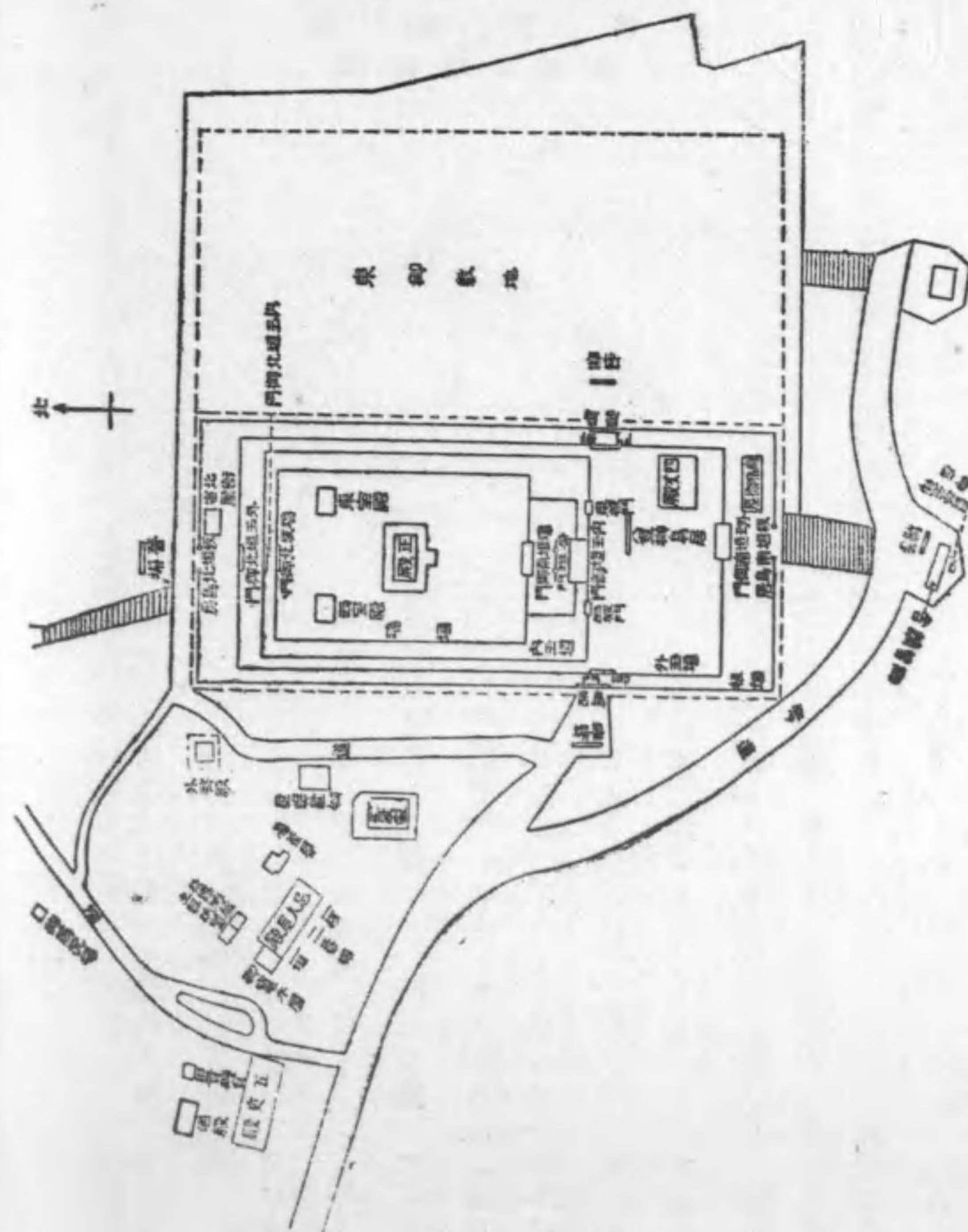
第三四圖 天地根源宮造



建築雜誌一六九號所載

此大社造の様式は我が原始的小屋、即ち第三十四圖に示す如き工匠の所謂天地根源宮造より發展したるものである。要するに大社のプランは太古の住屋のプランを其儘傳へたるものの如く思はる。即ち第三十二圖のイの所が玄関、ロの所が客間、ハの所が居間、ニの所が奥の間と云ふ様なる趣が見えるのである。入口より奥へ進む順序は先づ前面右方から入り、左に轉じ前に進み、更に右に折れて最後の室に達するのである。出雲大社造の神座のある所は即ち此最奥の室に當るのである。(日本神社建築の發達—伊東忠太—建築雜誌第十五輯一六九號參照)

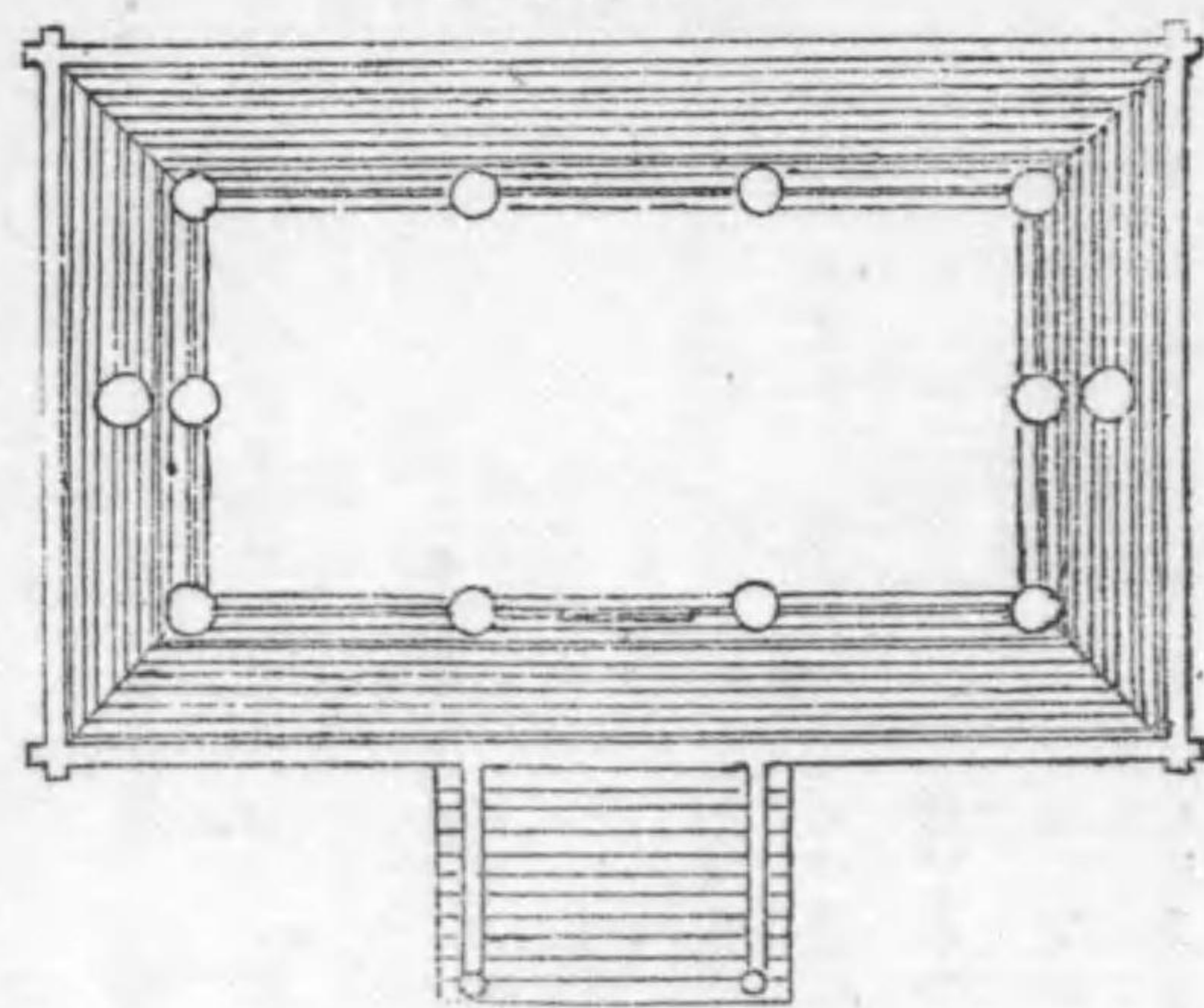
第三五五圖 伊勢内宮内社殿配置圖



載所説九六一誌雜築建

伊勢大神造の明りな
大式神の純正
神宮

第三六四圖 伊勢内宮正殿平面圖
(二百分一)

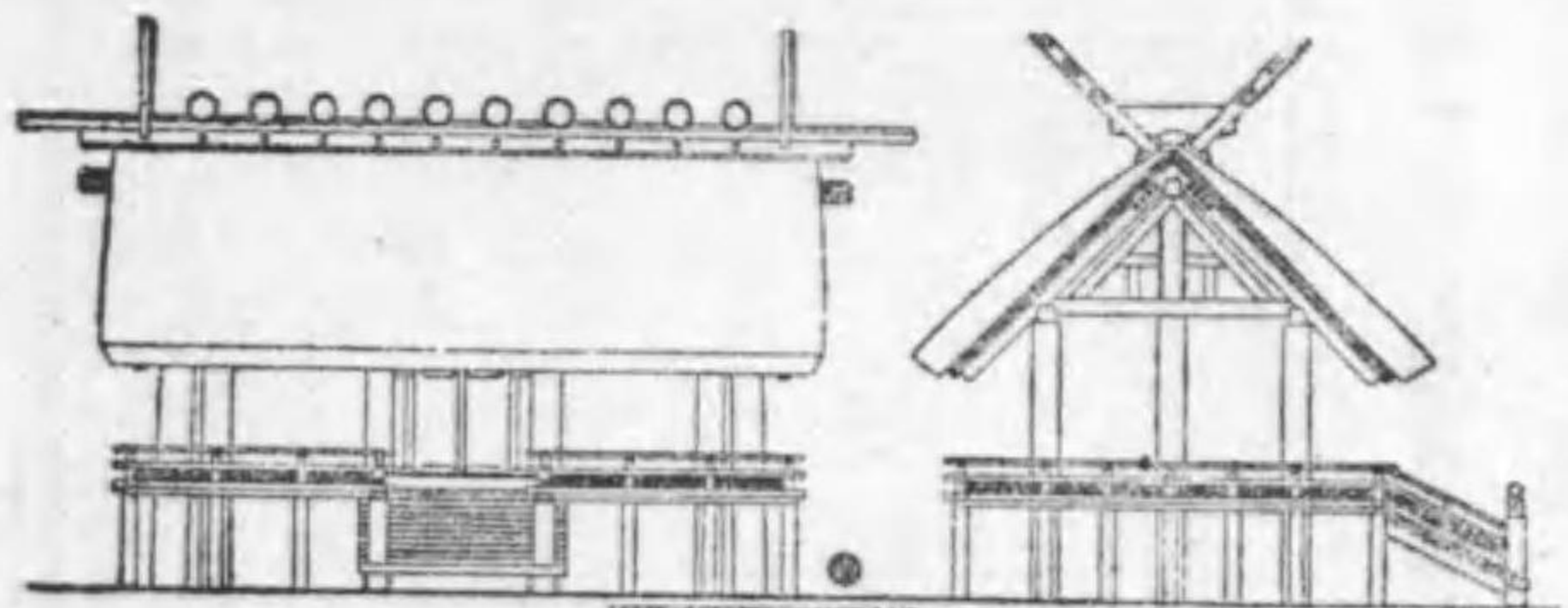


載所説九六一誌雜築建

か拜殿とか云ふものが無く只幾重にも垣を繞らすのである。必定これは古代の皇居などの配置を本として之に意匠を加へ、森嚴雄大なるものとしたのであらう。此等の建築物の中

ある。伊勢大神宮は即ち此神明造の最純正なる形式を傳へて居るものである。内宮内社殿の配置は中心に正殿を置く、正殿は即ち神座のある所である。其背後に東西兩寶殿がある。此等の三字を繞つて瑞垣がある。南北には門がある。その外に内玉垣と外玉垣を二重に繞らしてある。第一に此配置について注意すべきことは、後世の神社の如く本殿に祝詞屋とか幣殿と

第三七三圖
神明造
正面及側面



稿日本帝國美術史所載

で正殿が一番完備したる神明造の代表的建築である。其平面圖は第三十六圖の如く正面が三間で側面が二間である。前の中央の一間が入口で扉がある。其他は凡て板壁で、周圍に椽があり、高欄がある。前面の階段には登り高欄がある。此等は創建當時のものではあるまい。左右切妻で、千木、勝男木が茅葺の屋根の上に出て居る。其正面は第三十七圖の如くである。思ふに神宮創建當時の皇居も矢張り神明造であつたに相違ない様に思はれる。然しながら皇居の制と大神宮の制とは全く同様であつたか。大神宮は皇居よりも多少鄭重なるものであつたか。垂仁、雄略兩朝の頃の宮室のことはよく分らない。又創立の際に於ける大神宮の

形式もよく分らないのであるから、其比較研究は到底今日なし能はざる所である。(日本神

社建築の發達—建築雜誌一六九號參照)

已上大社及び神宮の様式に關する研究は主として伊東及び關野兩工學博士の研究に基いたのであるが、我が建築史上の立場から見て大社造は、我が最原始的住居の様式であり、又神明造は當時皇居の様式によつたものであらうといふのは、蓋し一般學者の通説であらう。

第三節 祭儀、供物、及び禱詞

太占、龜卜、夢告、探湯、祝等は直接祈願を達せんとする爲めの手段ではなく、神慮の顯現又は神との和解を目的とするものである。更に祈願の目的を達する所以の道がなくてはならぬ。其道が即ち祭祀である。

祭祀を分ちて祭儀、供物及び禱詞の三種となすことが出来る。此等三種の手段は相合して一の祭祀を形成するのである。然し或場合は其一或は二を省略して行はるゝ事もあるの

祭祀は祭儀
供物、及
禱詞の三種
より成る

天石屋戸前
にて行はれ
たる祭祀

我が上古の祭祀は如何なる形を採つて現はれたか、先づ其概念を得、更に細説に及ばんとするのである。さて其概念を得るが爲めには、天照大神が天石窟屋に隠れ給ひし時に行はれた祭祀について見るが最も便利であると思ふ。即ち日本書紀に天照大神が天石窟に隠れましたる時八十萬神等が其出現を祈る方を議したるとが傳へられて居る。

日本書紀の
所傳

于時。八十萬神會合於天安河邊。計其可禱之方。故思兼神深謀遠慮。遂聚常世之長鳴鳥使互長鳴。亦以手力雄神立磐戸之側。而中臣連遠祖天兒屋命。忌部遠祖太玉命。掘天香山之五百箇眞坂樹。而上枝懸八坂瓊之五百箇御統。中枝懸八咫鏡。下枝懸青和幣白和幣。相與致其祇禱焉。又猿女君遠祖天鈿女命。則手持茅繩之消。立於天石窟戸之前。巧作俳優。云々(日本書紀神代卷上)

とある、此文中天兒屋命以下の文は祈禱に伴ふ儀禮を見るべき重要な記事である。

又古事記の同段には

古事記の所
傳

天香山之五百津眞賢木矣根許士爾許士而。於上枝、取著八尺勾瓊之五百津之御須麻流

之玉。於中枝、取繫八尺鏡。於下枝、取垂白丹才手青丹才手。此種種物者。布刀玉命布刀御幣登取持而。天兒屋命布刀詔戶言禱白而。天手力男神隱立戶掖而。天宇受賣命手次繫天香山之天之日影而。爲髮天之眞拆而。手草結天香山之小竹葉而。於天之石屋戸。伏汗氣而踏登杼呂許志。爲神懸而。掛出胃乳。裳緒忍垂於番登也(古事記神代卷上)

とある。又日本書紀の一書に

迺居于天石窟。閉其磐戸。于時諸神憂之。及使鏡作部遠祖天糖戸者造鏡。忌部遠祖太玉者造幣。玉作部遠祖豐玉者送玉。又使山雷者採五百箇眞坂樹八十五箇。野槌者採五百箇野薦八十五箇。凡此諸物皆來聚集。時中臣遠祖天兒屋命。則以神祝祝之云々(日本書紀卷一)

とある。さて此等の古傳によつて天石窟前に於ける祭祀を考ふるに、眞坂樹に取り付けられたる勾玉、鏡、青和幣、白和幣等は古事記にも此種々の物は布刀玉命布刀御幣登取持るとあれば供物として捧げられたるものであることが判る。さて供物の種類は、此傳説に現

日本書紀一
書の所傳

供物諸詞祭
儀

はれたる物以外種々なるものありしことは後に説く如くである。

供物に次いで禱詞が捧げられたのである。即ち古事記に天兒屋命布刀詔戸言禱白而とあり、又日本書紀にも供物を捧げたる後は天兒屋命及び太玉命等が相ともに祈禱ますとある。又紀の一書には神祝祝などあるのである。

最後に祭儀といふは祭祀に於て供物及禱詞に屬せざる部分、例へば天鈿女命の俳優の如きを祭儀といふのである。

已上供物禱詞及び祭儀につき述べたる所は更に詳説せんとする各項の緒言に過ぎないのである。

一 供物の種類と其目的

古語に幣帛ヒツツといふは、神に祈る時に奉るものを總稱したる言葉で、古事記日本書紀を始め其他の古書に散見して居る。又萬葉集には幣帛とも又單に幣とも書いてヌサと訓んである。ヌサは元來麻のことである。

幣帛の種類

さて幣帛として神に奉納されたる重なるものの名稱を數へ舉げると青和幣、白和幣、麻、

青和幣
白和幣

木綿、勾玉、神酒、杵、楯、劍、神地、神戸などある。勾玉と共に鏡を數ふべきであらうが、鏡は多くの場合は祭神の御魂代として用ひられるのであるから供物とは其性質を異にして居る。

イ 青和幣、白和幣、麻及び木綿

古語拾遺に「種麻タマアサ以爲青和幣、穀木種殖之。以作白和幣」とあれば麻にて作れる幣帛を青和幣といひ穀にて作れるは木綿で白和幣といつたのである。

豊後國風土記に速水部柚富郷に栲樹多生、常取栲皮以造木綿とあるが故に木綿は栲樹の皮で造つたものもあつたのである。青といひ、白といふは、其色について云ふのであると新井白石の東雅にある。之を要するに青和幣は麻にて造れるもの白和幣は穀又は栲にて造れる木綿で幣帛として用ひられたる時の名である。

此外祭祀と關係して古書によく現はれて居る名は幣と木綿である。幣といふは必ずしも麻に限られたものでなく此類の幣帛を一般にヌサと云つたものを思ふ。

さて青和幣、白和幣は天石窟の前に於て行はれたる祭祀に見るが如く、眞坂樹に玉、鏡

等と共に懸けて供へたるものである。

然しかゝる場合は非常に重大なる祭祀であるが、個人的に神に祈る時などは頗る簡単に幣又は木綿を材料のまゝ供へて祈つたもので、其様は次に引用せる萬葉集の歌によつて凡そ原史時代の有様も類推する事が出来様と思ふ。

佐保過而。寧樂乃手祭爾。置幣者。妹乎目不離。相見染跡衣。(長屋王馬を寧樂山に駐めて作れる歌。萬葉集卷三)

千磐破。神之社爾。我掛師。弊者。將賜。妹爾不相國。(萬葉集卷四)

倭文弊乎。手取持而。竹珠呼。之自二貫垂天地之神呼會吾乞痛毛須部奈見。(萬葉集卷一三)

久爾具爾乃。夜之呂乃加美爾。奴佐麻都理呵加古比須奈牟。伊母賀奈志作(萬葉集卷二〇)

又木綿を捧げて祈れる歌を見るに

久堅之。天原從。生來。神之命。奥山乃。賢木之枝爾。白香付。木綿取付而(中畧)吾

者祈奈牟。君爾不相可聞。(萬葉集卷三)

木綿疊。手取持而。如此谷母。吾波乞嘗。君爾不相鳴。(萬葉集卷三)

木綿

幣

一手者木綿取持。一手者。和細布奉。平。間幸座與。天地乃。神祇乞禱云々(萬葉集卷三)
木綿懸而。祭三諸乃。神佐備而。齋爾波不在人目多見許增。(萬葉集卷七)
木綿懸而。齋此神社。可超所念可毛。戀之繁樹(萬葉集卷七)
などある。幣及び木綿は必ずしも常に賢樹に取り付けて供へたのではなく。木綿疊手取持
而などともあれば、疊んだ木綿をも供へたるものである。

麻、木綿の外に和細布即ち絹布の類も幣帛として用ひたるものである。然しながら最も
普通に使ひられたる幣帛は、麻及び木綿で、殆んど總ての場合に缺くべからざる形式的の
幣帛であつたこと、思はる。

口 勾玉及び竹玉

勾玉は鏡及び青和幣、白和幣と共に賢樹に懸けて神を祭つた重要な幣帛で、日本書紀
には「八坂瓊之五百箇御統」とある。又古事記には「八咫勾瓊五百津之御須麻流之玉」とあ
る。而して又實に三種神器の一である。五百津といふは數の多きを意味し、ミスマルとい
ふは、日本紀纂疏にも絲を以て孔を貫き之を總括することであると説明して居る。故に五

八坂瓊之五
百箇御統

百箇御須麻流之玉は珠數などのやうに紐に多くの玉を貫きて一連となしたるものと思ふ。ヤサカに就いては從來異説があるが斯の如く一連となしたる玉の長さを形容したる言葉であらう。

されば賢樹に取り付て神に供へたる玉は珠數の如く連続したるものであつたと思ふ。

由來玉は我が原史時代に於ては廣く頸飾として使用されたるもので、其遺品は現に我が古墳墓から多く發見されるし、又其着用の態は埴輪に屢、現はれて居るのである。(東京帝室博物館陳列の埴輪、及び高橋健自氏著「鏡と銀と玉」参照)

勾玉の質は瑪瑙、碧玉岩 Jasper、水晶、硬玉 Jade、滑石 Etc、蛇紋岩 Serpentine 等種々ある。就中碧玉、硬玉は寶石である。而して硬玉は我が國に産せざるものであるから支那から輸入されたるものであらう。斯かる貴重なる玉も重大なる祭祀には、新調されたるものであらうと思ふ。然しながら簡單なる場合は竹などを切つて模造したるものと思ふ。古歌に竹玉といふ言葉の残れることは、斯の如き事實のありしことを語るものであらう。久堅之。天原從。生來。神之命。奥山乃寶木之技爾。竹玉乎。繁爾貫垂。如此谷。

上右に於ける玉の用法

勾玉の質

竹玉

第三九圖 勾玉

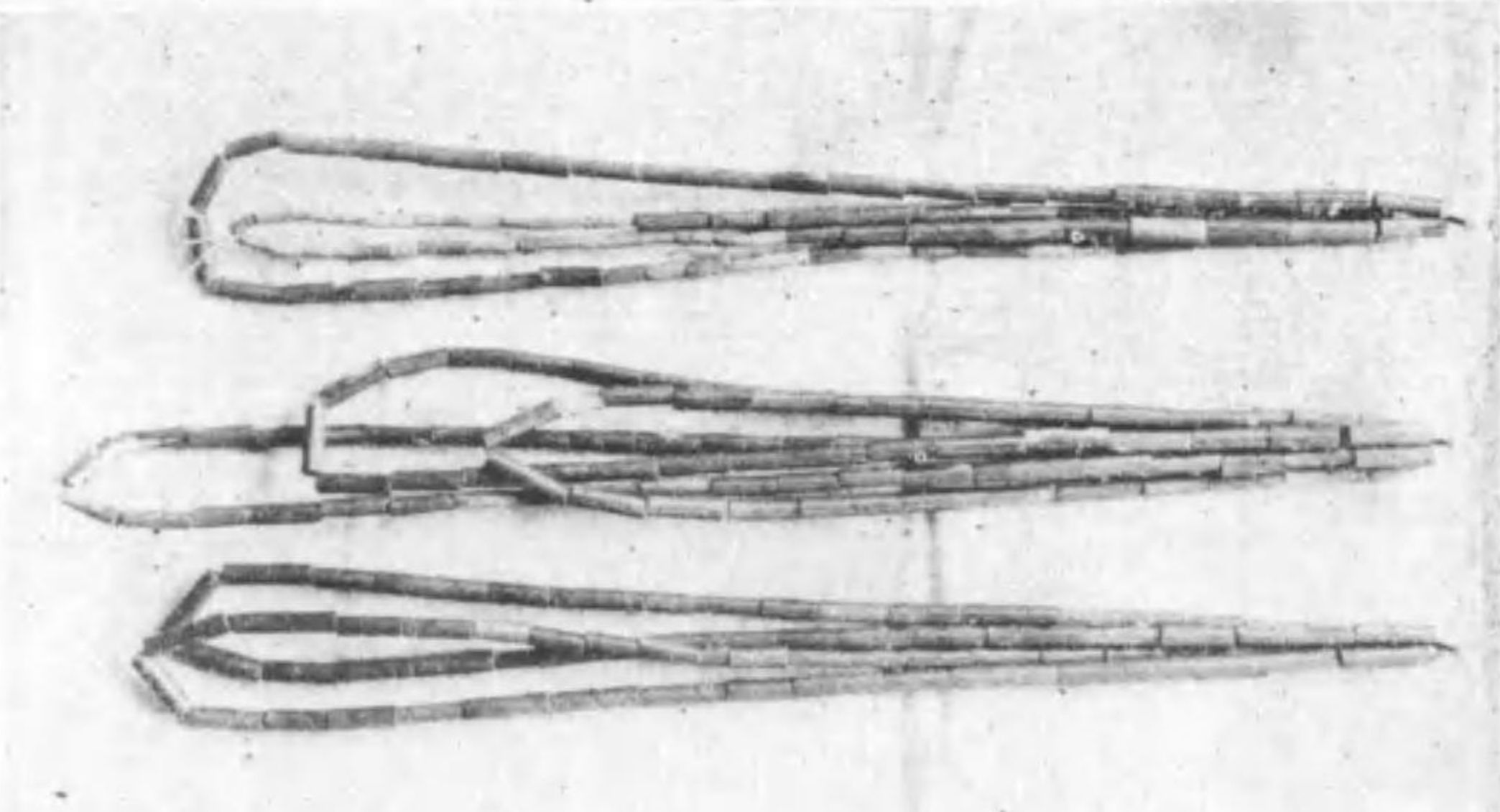
瑪瑙製



(東京帝室博物館所藏)

第三八圖 管玉

碧玉岩製



(東京帝室博物館所藏)

磐城國及新山町大字細谷小字野字ノ溪古墳内に於て發掘

肥前國東松浦郡玉島村大字各口字立中古墳内發掘

裳。吾者祈奈牟。君爾不相可聞。(萬葉集卷三)

(前略) 吾屋戸爾。御諸乎立而。枕邊爾。齋戸乎居。竹玉乎。無間貫垂……(萬葉集卷三)

秋芽子乎……草枕。客二師往者。竹珠乎。密貫垂齋戸爾。木綿取四手而。忌日管、吾

思吾子。真好去有欲得(萬葉集卷九)

玉の起原

などがある。竹玉は、舊説に竹をつぶく切て絲に貫て神に奉るものなりとある。我が古墳から發見される碧玉岩製の管玉は細き青竹を一寸程の長さの切つた様な形をして居る。而して一箇所から數十或は數百個も塊つて發見されることがある。げに管玉は萬葉集の竹玉を偲ばせるものである。惟ふに竹玉は祭祀の目的を以て特に造られたる管玉の模造品であらう。私人の祭祀などに管玉を新調することは容易の事でないから竹で模造したもの考へられる。

勾玉を付けたる祭器

勾玉は神にかけて神を祭つたのみならず祭器にも取り付けたる事がある。何となれば、齋瓮の或ものには、第四十圖に見るが如く玉の緒を纏ひたる状を模したるものがある。さて此齋瓮は明治十六年筑前國早良郡金武村大字羽根戸に於て發掘されたのである。

勾玉を祭器に纏ひて祭祀に用ふる此風は、奈良朝頃まで行はれてゐたものであらう。奈良朝以來今日に至るまで勅封を以て傳へられて居る我が帝室の寶庫、奈良の正倉院には瑪瑙製の勾玉が多く保存されて居る。其或ものは金銅製の幡に附著されたるまゝ遺つて居る。此によつて考へると勾玉を祭器に付けて神を祀つた其形式が佛教の儀式へ轉移されたるものと思はる。正倉院の此勾玉を仔細に研究して見ると其形状及び製作上の手法は全く古墳から發掘されるものと同一である。

正倉院に保管されて居る寶物は天平勝寶八年、孝謙天皇の御父聖武天皇の御冥福を祈らんが爲めに、御父帝の常に御愛翫されたるものもとより、其他種々の御寶物をも東大寺の盧舍那佛へ奉獻せられたのである。其種類は非常に多いのみならず、總て貴重なる遺物であるが、其中には東大寺大佛開眼供養の當日であつた天平勝寶四年四月九日の日附を刻せる舞樂の太刀、鳳凰の金具、及び同じ日附を墨書せる舞樂の裝束などがある。此等は疑もなく大佛開眼供養の日に使用されたもので、さきに云つた勾玉の附いて居る幡も恐らくは當日使用されたものであらう。

第四〇圖 玉の飾の舞のある重宝



宇治山田市 伊勢古物館藏

ハ 神 酒

神酒

古來幣帛として用ひられたる飲食物は、色々あつたであらう。然し神酒は後世の如く當時に於ても最も廣く用ひられたる重要なものであつたと思ふ。

神酒は倭名抄に「日本紀私記に云く神酒、和語に云く美和なりとある。萬葉集に^{ナキヤハ}神酒三輪須惠^ニ神酒座奉^ニ神主部之^ニ（卷一三）など皆これ神酒を神に奉ることについて詠んだ歌である。

凡そ神に供へたる飲食物は撤下して後信徒に頒與する事によつて其神の恩恵に浴するといふ信仰は、古來一般に見る所のものであるが、神酒は此點に於て更に特殊の意味を持つ

て居る。日本書紀に

崇神天皇以ニ大田々根子ニ令祭ニ大神。是日活日自舉ニ神酒ニ献ニ天皇。仍歌之曰。許能瀨
枳破……如此歌之。宴ニ于神宮(崇神紀八年)

とある。又常陸風土記香島神宮の條に

年別四月十日。設祭灌酒。卜氏種屬。男女集會積日累夜飲樂歌舞。其唱曰。安良佐
賀乃賀味能彌佐氣乎。多義多義止。伊比祁婆賀母與。和我惠比爾祁牟

とある。又播磨風土記揖保郡意此川の條に

於是遣額田部連久等々々令禱。干時作屋形於屋形田。作酒屋於佐々山而祭之、
宴遊甚樂、即樺山柏挂帶押腰、下於此川相壓

とある。こゝに酒屋といへるは酒殿のことである。斯の如く祭祀には宴遊を伴つて居る。

其宴遊の原動力は一面に於て神酒にありしといふ事も出来る。而して神前の宴遊は神を中
心とする社交團を形成したるもので、社會學的見地から見て神社の社會に及ぼした影響の
一方面として實に重大なるものがある。

神社の酒殿
神酒と宴遊

神酒を天皇
に奉る

酒殿の遺蹟

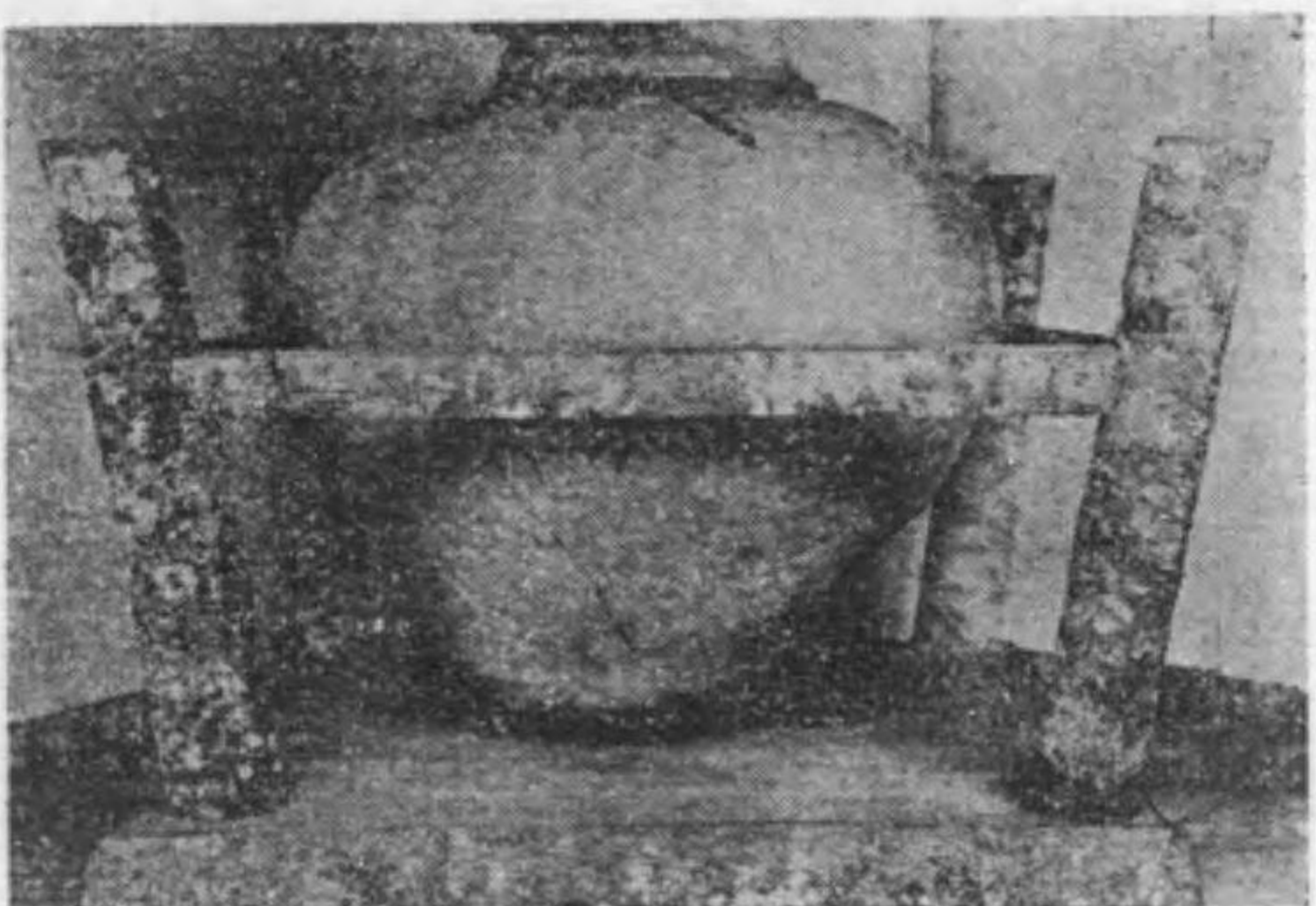
神酒は斯の如く重要なものであるから各神社に於て新らしく醸造したるものである。
前に引用したる崇神紀に活日が神酒を天皇に獻すとある。が、活日は大神の掌酒であつた。

掌酒とは酒を醸る人である。而して又酒
を醸す爲めに酒殿の設けられてあつた事
は、前引の播磨風土記に酒屋を作るとあ
るのみならず、酒殿の遺蹟が往々発見さ
れて居る。

大和國石上神宮の境内に酒殿の遺蹟が
ある。其昔神酒の醸造に使用したる巨大
なる甕が此所から発見された。第四十一
圖に示せるものは即ち其甕で、今日神宮
の寶物である。

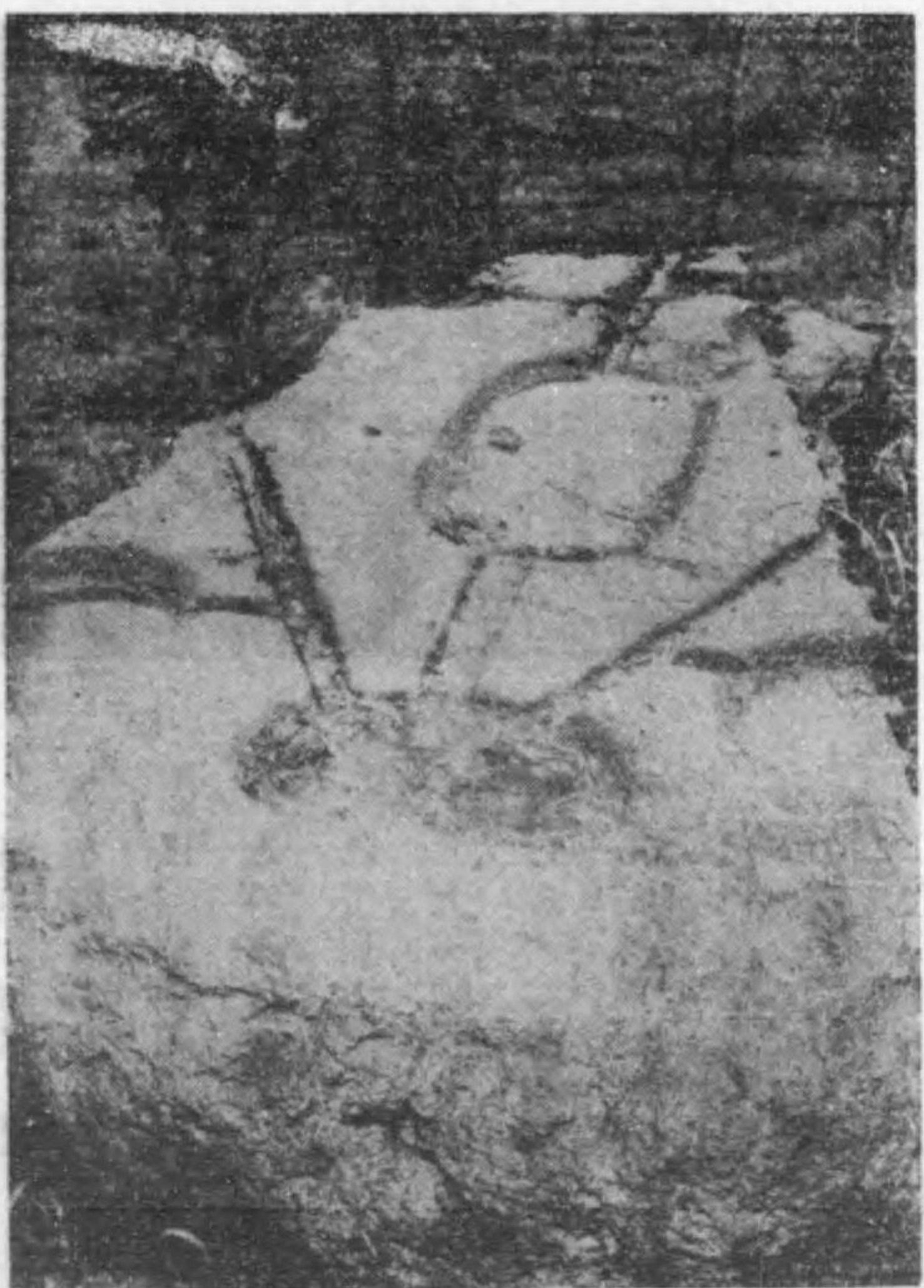
大和國高市郡飛鳥村大字岡字酒谷に於

第四十一圖
甕 徑三寸四尺 高三尺三寸
大和國官幣大社石上神宮境内發掘



石上神宮 甕

第一四二圖 大和國高市郡飛鳥村大字酒谷にあり



酒槽石が發掘されたのである。其長一丈七尺七寸中央幅七尺、石面に七個の浅い槽がある。其槽は互に溝で連絡されて居る。土俗傳へて飛鳥神社の酒殿の遺蹟である

といふ。然し正確なる證據はないのであるが、酒蹟の遺蹟であることだけは、疑ひない事と思ふ。

二 穀物其他の供物

奈良朝以前の古典を按ずるに「速贄」「稻穂」などの語がある。速贄といふは、古事記神代卷に島の速贄獻るとき云々である。古事記傳に之を解して島は志摩國である。ニへはニヒアへの約りであつて新物を神にも人にも饗へ、自らも食ふより出てたり速贄は即ち初物をいふなるべしと説明して居る。

次に稻穂といふは、日向風土記に天孫降臨の條に「以尊御手、拔稻千穂爲糲、投散四方、得聞明云々」とある此風土記の説を樺山資雄氏は「地理纂考」に評していふ、彼の風土記なる大鉗小鉗等が稻穂の説は、此方の傳へを附會せるにて、實は霧島にての事に今も此峯に登る輩、稻穂を懐にするを故事となす、又霧島神社の正月元日の祭式に神前の齋庭に神を立て渡し神人等眞神を取り持ちて祝辭を唱へ四方に向ひ米を撒くを神代の故事とすといつて居る。

察するに古來神酒の外に新あへとして新米を神前に供することは最も古くから行はれたることゝ信ずる。

其他の供物については、當時供物を盛つた所の器物の遺存せるものによつて多少其種類を知ることが出来るが、延喜式によると普通神前に供へられたるものは酒、米、稻、大豆、小豆、鯉、堅魚、腊、海藻、滑海藻、蛙、鹽、烏賊、平魚、雜菓子、橘子等である。要するに延喜式所載の供物及び遺存せる器等より考へると我が原史時代には大抵日常の飲食物を神前へ供へたるものと信ずる。

ホ 食物を盛りたる祭器

飲食物を供へる爲めに用ひられたる祭器の今日に遺れるものは、皆古墳墓から發見されたるものであるが、大概延喜式所載の祭器に該當せしむることが出来る。即ち第四章第一節に列擧したる盤、杯、盃、皿、甕、甗、瓶、平瓶、埴瓶、横瓮などは、皆考古學者が延喜式所載の祭器に當て嵌めたる稱呼である。

延喜式は平安朝の初めに書かれたのであるが、其より古い古事記、日本書紀、萬葉集などには祭器を呼んで大概齋瓮、伊都閉、嚴瓮など、記載されて居る。稀には天毘良迦といふ名稱が現はれて居る。さて齋瓮、伊都閉、嚴瓮は何れも同じ意味を有する名稱で齋み清

イハヒ、イ
齊瓮、伊都
閉、嚴瓮の
意義

特殊の祭器

めたる器といふことで、何等特殊なる器物の名稱ではないのである。故に何れも當時祭器として使用したる土器陶器の總稱である。

今日考古學者の一般に齋瓮と稱する物の内には日用品と、祭祀の目的を以て特に造られたるものがある。例へば裝飾付齋瓮の如きは専ら祭器として作られたるもので、肩の邊に種々の裝飾を加へ、或は若干の小器物を附著せしめ、或は此小器物の間に人馬鳥獸などを附し或は又動物のみを現はしたるものもある。獨り肩のみでなく稀には脚部にまで人物

第四三圖
裝飾付齋瓮
備前國久部郡忍村樋字谷發



東京帝國博物館藏

や動物の形を現はし、其間に玉の形などを附けたるもある。又祭器の中には稀に底の無いのがあつた中には魚骨、貝殻な

ごを容れたるまゝ、發見されることもあるのである。要するに多くの場合は實際飲食物を盛て神を祀つたものと思はる。

又文献に徴するも、齋瓮には特に裝飾を加へて神を祭つたことが傳へられて居る。即ち萬葉集に下の如き歌がある。

秋茅子乎 草枕客二師往者 齋戸爾木綿取四手而忌日管 (萬葉集卷九)
即ち木綿を齋瓮に取り付けて飾つたものである。

へ 祭に用ひられたる武と神寶の意義

祭祀に使用されたる武器を延喜式以前の古典について調査するに盾、矛、太刀、劔等が重なるものであるが、稀には弓箭鏝の名も見えて居る。

日本書紀神代の卷、天日隅の宮の段に百八十縫之白楯をも供造せむとある。平田翁は此白楯を説明して白楯とは纂疏に白は木の色、大嘗祭の時宮門之南に楯戈を立つ、是類なりとある。纂疏に白は木色と言へるを思ふに餘に飾なく造れるをいふか。さて今楯の事をかく詔へるは社の周にもたて、又神幸にも用ゐる料と聞ゆる物から猶別に由ありげに所思れ

百八十縫の白楯

ど、其は未だ思ひ得ずと云つて居る。

舊事本紀神武天皇即位の段に

天富命率諸忌部、捧天璽銳劍。奉安正殿。奏天神壽詞。即神世古事類是也。宇摩志麻治命率内物部。乃豎矛楯。嚴増威儀也云々とある。

矛楯

赤色黒色の楯、矛

本書紀)

神功皇后三韓を征伐せんとし給ふや、大三輪社を建て、刀矛を奉り給ふた。(日本書紀)

又釋日本紀所引の播磨風土記の文によると、神功皇后が新羅を征服し給ふ時赤土を以て天之逆杵を塗つて神舟の楯に建て、神を祭られたのである。

更に之を當時の遺物に徴するに、楯は古墳から發掘される埴輪の中に其模様が往々發見される。又古墳の表飾模様中にも屢々見るのである。又大和の石上神宮の神寶中には第四十四圖示す如き巨大なる鐵板の楯が二枚遺つて居る。恐らくは原史時代のものであらう。

鉾を立て、神を祀る楯の遺物

第四四圖 石上神宮神籬製



官幣大社和石上神宮藏

長さ四尺七寸五分
幅二尺六寸ある。

埴輪の楯は一見
革を以て矧き合は
せし如く見えるも
のがあるのみなら
ず、埴輪と共に發
掘される鐵製の鎧

には革紐で矧き合せたるものがあるのである。故に楯にも革を以て矧き合はしたるものがあつたと思ふ。即ち神代紀に縫楯とあるに該當するものである。

原史時代の銅劍、銅鉾は主として古墳以外の平地に於て發見される。其或物は祭祀に使用されたと思はるゝものがある。其埋没状態は數本乃至數十本並列したるもの、或は鋒先を交互にして刃を上下にして埋めたるものある。斯の如きは皆故意に銅劍銅鉾を埋藏した

銅劍、銅鉾

銅劍、銅鉾の時代

第四五圖 銅鉾、銅劍



對馬國下縣郡佐賀村字島發掘(長二尺七寸五分)

伊豫國温泉郡道後村大字一萬發掘(長一尺五寸九分)

東京帝國博物館藏

る事實を證明して居るのである。然らば何が故に銅劍、銅鉾を埋藏したのであるか。其理由に至つては未だ十分明瞭なるを得ないのである。
銅劍銅鉾の形狀は第四五圖に示す如く扁平にして銅鉾銅劍何れも大小の二種ある。而して其形狀に於ても實用的と儀式的の區別が認められる。
銅劍には又クリス形のものがある。此は馬來人のクリス刀に似て居るから、或は其系統のものではなからうかと考へられて居る。次に細形の銅劍は支那系統に屬して居る。

銅鉾銅劍の時代は
共に發見される土
器、鏡などによつて
凡そ漢代三國乃至晉
朝のものど考へられ
て居る。

さて銅鉾の幅の廣

いもの又銅劔の平形のもの非實用的のもので専ら祭祀用として作られたのであらう。

太刀は崇神天皇の御世に鉾、鐵弓、鐵箭、許呂杖鐵、練鐵、馬、鞍、八咫鏡等と共に常陸の香島神宮に奉幣されたる事が同國風土記に記載されて居る。又日本書紀によると垂仁天皇の御世には千口の劔を大和の石上神宮に納められて居る。由來祭祀用の武器は實用的のものを用ひたのであるが、次第に形式化して非實用的のものを代用する様に成つたのは、自然の順序といはねばならぬ。而して武器を神前に供へるのは、死者の靈を守護する爲めに墳墓内に武器を納めたると同時に、神靈警備の用に供へたるものであらう。

當時諸社に奉納されたる武器は、總て斯の如き信仰上の問題のみに支配されたる儀式的のものであつたか。或は其以外の意義を持つて居るものではなからうか。吾人は此點について少しく考察して置きたいのである。

〔崇神天皇は、即位第六十年に武諸隅を出雲に遣はして出雲大神宮の神寶を献せしめられたるに、出雲振根が後に苦狀を云つたといふ事が日本書紀に出て居る。(比古婆衣十五の卷、崇神紀なる小兒の神託の詞―伴信友全集第四參照)〕

武器を祭祀
目的に使用せし

垂仁天皇屢、使者を出雲國に遣はして神寶を檢校せしめられたが、一人とし報告する者が無つたので即位二十六年には物部十千根に詔して汝親ら出雲に行きて其神寶を檢校せよと仰せられた。

又其翌年には武器を神幣となすことに就き祠官をしてトへしめられて居るが。これ當時神寶の重なるものが、武器であつたからであると察せられる。

是によつて考ふるに大和朝廷は出雲大神宮の武器について大いに警戒されたるものと思ふ。されば垂仁天皇の三十九年大和石上神宮に納められたる劔一千口の神寶は或は大和朝廷が出雲の神寶に對抗して造られたるものではあるまいかと想像される。又同天皇の八十七年には石上神宮の神寶を主とされる五十瓊敷命が老衰したるの故を以て其妹に代らしめんとなされたる時手弱女人なれば能はずと答へて辭したれば遂に物部大連をして保管せしめられたる如きは、確かに軍器として取り扱はれたるものでなくてはならぬ。故に出雲大神宮の神寶と石上神宮の神寶との對抗は、天孫種族と出雲種族の軍備上の對抗とも見られるのである。

神社の神寶
たりし武器
は當時の軍
器にあらざ
りしか

要するに斯の如き意義ある神寶のあつたことは疑はれない。少くとも出雲の神寶と石上神宮の神寶には此意義のあつたこと、信ずる。

ト 神地、神戸

吾人はさきに幣帛の一種として最後に神地神戸を擧げて置いたが、最も古く神地を神神へ奉獻されたのは、日本書紀の一書及び出雲風土記の記載によると大國主命を祭れる天日隅宮へ神田を供進されたのが始めである。

神田の起因

此記載を以て直ちに神田の供進が大國主命の御まかり給ひし時から既に始つたものと速断する事は出来ないにしても、其經營にかゝる全土を擧げて天孫に譲つたのであるから其靈を永久に祀るべき料として神田を供進されたことは誠にあり得べき事である。

降て崇神天皇の御代には八十萬群神を祭る爲めに諸國神社の神地、神戸を定められ、更に又垂仁天皇の御世には諸社の神地、神領を定められて居る(日本書紀)

仲哀天皇九年四月神功皇后西を征せんとして神田を定めて神祇を祀られ(日本書紀)、又顯宗天皇の三年には月神及び高皇産靈神に神田を奉獻されて居る。

神地、神戸の目的

神地は後に所謂神領で、神戸といふは其神田に附せられたる民戸である。さて神田神戸は神社維持上缺くべからざるもので、神社經濟に於て最も重大なる制度である。我が國家と神社は同時に成立したものであるから神田神戸は神社成立當時から必要であつたこと、思ふ。後に制定されたる神祇令を見ても「凡、神戸調庸及田租者、並充造神宮一及供神調度」とあれば、神地神戸の定められたる目的は明かである。

二 祝詞と其の發表の形式

祈禱は由來神と交りを結ぶべき樞機であつて實に何れの宗教に於ても其核子をなすものである。祈禱に黙禱と、唱へる場合とがある。

さて我が上古の禱詞は、古典に布刀詔戸言(古事記)太諄辭(日本書紀)、敷刀能里等其等(萬葉一七)又は天津祝詞乃太祝詞事(天祝詞)など、記載されて居る。又神祝、神賀と書き何れもカムホヤ又はカムホザキと訓ましてある。此等は皆禱詞を指すのである。當時の禱詞に二種ある。即ち神を讃める詞と、祓除の詞である。此等を總稱して祝詞ともいふのである。

古事記神代卷天窟戸隱の條に「天兒屋命布刀詔戸言禱白而」とあるは祝詞の文獻に現はれ

たる初めである。日本書紀の同段の本文には中臣連遠祖天兒屋命と忌部遠祖太玉命が相ともに祈禱申すとあり、更に又同書第二の一書の同段には神祝祝とある。

延喜式祝詞

今斯の如き古傳によつて察するに、此場合は神に讃辭を奉りつゝ、天照大神の出現を祈つた所の祝詞である。其内容は不明であるが、延喜式の祝詞は多少我が上古に於ける祝詞の内容の一般を窺ふに足るものである。延喜式祝詞は延喜時代に新作されたのではなく、上古から傳へられて居つた祝詞を此時代に延喜式に擧げたのであるからである。故に吾人は延喜式の祝詞の内より神に讃辭を奉つて年穀の豊熟を祈りたる祝詞即ち新年祭の祝詞を示し此種の祝詞の性質を知るに便せんと思ふ。

新年祭の祝

御年皇神等能前白久。皇神等能依奉。奥津御年乎手取。水沫畫垂。向股爾泥畫寄氏取作乎。奥津御年乎。八束穗能伊加志穗爾皇神等能依奉者。初穗波千額八百額爾奉置氏。懸開高知。懸腹瀾雙氏。汁額爾稱辭竟奉乎。大野原爾生物者。甘菜辛菜。青海原住物者。緒能廣物。緒能狹物。奥津藻菜邊津藻菜爾至。御服者明妙照妙和妙荒妙爾稱辭奉乎。御年皇神能前白馬白猪白鷄種々色物乎備奉氏。皇御孫命能宇豆乃幣

帛乎稱辭竟奉登宣。

又日本書紀の一書によると素戔嗚尊の逐れたる時、天兒屋命をして解除太諱辭を掌らしめられた。鈴木重胤の説によると、此祝詞は延喜式の祝詞に收められたる六月の大祝詞であると云ふ。もとより此説の如く當時のまゝの物と考へるに十分なる論據はないのである。尤も其内容が素戔嗚尊の事に因れるは明かに認められる。

要するに其出來た時代は不明であるが、祝の祝詞の古き、例として茲に示す。

集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣。天皇朝廷爾。仕奉留。比禮挂伴男手掛挂伴男朝負伴男劔佩伴男。伴男能八十伴男乎始氏官官爾。仕奉留人等乃過犯乎。雜糴罪乎。今年六月晦之大穰爾被給比清給事乎諸聞食止宣。

高天原爾神。留坐皇親神漏岐神漏美乃命以氏。八百萬、神等乎神集集。賜比。神議議賜氏。我皇御孫之命波。豐葦原乃水穗之國乎安國止平久知所食止事依奉伎。如此依志奉志國

中爾荒振神等。波神問爾問志賜。神掃掃。賜氏。

語問志磐根樹立草之垣葉乎語止氏。天之磐座放天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏。天降依

大祝詞

志奉支。如此久依志奉志四方之國中登。大倭日高見之國乎安國止定奉氏。下津警根
 宮柱太敷立高天原爾千木高知氏。皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉氏。天之御蔭日御蔭止
 隱坐氏。安國止平人所知食武國中爾成出武天之益人等我。過犯家雜罪事波天津罪止。
 昨放溝埋種放頻時串刺生剝逆剝屎戶許太久乃罪乎天津罪止法別氣。國津罪止。生膚斷。死
 膚斷。白人胡久美。己母犯罪己子犯罪母與子犯罪子與母犯罪。畜犯罪。昆蟲乃災
 高津神乃災高津島乃災畜仆志。蟲物爲罪許許太久乃罪出武。如此出波天津宮事以氏。大中
 臣天津金木平本打切末手斷氏。千座置座爾。置足氏。天津菅層乎本茹斷末茹切氏。八針爾取
 辟氏天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮如此久乃良波。天津神波天盤門乎押披氏。天之八重雲乎
 伊頭乃千別爾千別氏所聞食武。國津神波高山之末短山之末爾上坐氏。高山之伊穗理短山、
 之伊穗理乎撥別氏所聞食武如此所聞食武。皇御孫之命乃朝廷乎始氏天下四方、國波。罪止
 云布罪波不在止。科戶之風乃天之八重雲乎吹放事之如久。朝之御霧夕之御霧乎朝風夕
 風乃吹掃事之如久。大津邊爾居太船乎船解放。放事之如久。朝之御霧夕之御霧乎朝風夕
 風乃。吹掃事之如久。大津邊爾居大船乎船解放。船解放氏。大海原爾押放事之如久彼方

之繁木本乎燒鎌乃敏鎌以乃打掃事之如久。遺罪波不在止被給比清給事乎。高山之末短
 山之末理佐久那太理爾落多支速川能瀬坐須瀬織津比咩止云神大海原爾持出武。如此持出
 往波。荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾座須速開都比咩止云神持哥吞奉。如此
 久可吞波。氣吹戶坐須氣吹戶主止云神。根、國底之國爾氣放奉。如此久氣吹放奉根、國底之
 國爾坐速須須良比咩登云神持須須良比失奉。如此久失波。天皇我朝廷爾仕奉留官官人等乎
 始氏天下四方波。自今日始氏罪止云布罪波不在止。高天原爾耳振立聞物止馬牽立氏。
 今年六月晦日夕日之降乃大被爾被給比清給事乎諸聞食止宣。四毛國卜部等大川道爾持
 退出氏被却止宣。

とある。さて此被詞について鈴木重胤の解釋を參考として下に引用する。

大被詞には先づ王卿百官を集へられて、彼天津罪國津罪の條目を擧て、其云云の事のあ
 らむには云云と、其天津宮事に依て行ふべき解除の法を教へ、被詞を宣れよと示して、
 如此成したらんには、天神、地祇の納受させ御在し坐て、罪穢の遣るまじぎ狀を、四ツ
 に譬へ分ち言ひ並べて、即被戶神等の其罪穢を被却り失ひ玉ふ幽事を委曲に載せて、自

今以後、天下四方に罪と云罪は非じと被清めさせ玉ふ由を、右の王卿百官共に聞食せと宣る事にし有れば、其詞は解除の作法を人に示す詞にこそ有りけれ、神に告る意更になしと云べき状なり。云云

祝詞の形式

次に吾人は祝詞を神前で唱へる時の形式を考へて見たいのである。さて我が上古の祝詞は譜を付けて奏したものであらうか、或は單純に口誦したるものであらうかといふのが問題である。

宣命及祝詞は譜を付けて奏するべし

延喜式の祝詞及び其後の宣命などは何れも譜を付けて神前に奏せられたるものと思はれる。永仁二年八月に仁和寺の宮本より寫せる由を奥書せる「本朝書籍目録」中に宣命譜一卷とある。又三代實錄卷十四貞觀九年九月の條、仲野親王の事蹟を記載せる所に「親王能用_ニ奏_ニ宣命之道、音義詞語足_レ爲_ニ模範、當時王公罕_レ識_ニ其儀、とある。故に宣命は譜を付けて神前に告げられたものと思ふ。さて宣命は神前に於て百官に聞かしめ給ふものであるが其性質は祝詞に類するものである。故に祝詞も譜を付けて奏したものであらう。然し此を以て直ちに上世の祝詞にも譜のあつたとは信することは出来ない。蓋し一定の

上古の祝詞は調子を付けて奏するべし

譜を付けて奏するといふが如きは、祝詞が餘程形式的になつた時代の産物と云はねばならぬ。故に我が上古、神前に唱へられたる祝詞には、未だ一定の譜は無かつたであらうけれども、何か調子を付けて唱へたものと考えられるのである。祝詞に關する吾人の研究は未だ盡して十分ならざるを遺憾とするものであるが、大成を他日に期し、未熟のまゝを以て讀者の教を乞ふ次第である。

三 神道の祭儀として行はれたる音楽と舞踏

吾人はさきに便宜上祭儀とは、祭祀に於て供物及び禱詞に屬せざる部分をいふのであると假りに定義して置いたのである。さて此定義によつて我が原史時代に行はれたる祭儀は、音楽、舞踏の類であつたと思ふ。

舞踏が祭儀として行はれたのは、天照大神が天石窟に隠れましたる時天鈿女命が舞踏したのが始めである。

天字受女の舞踏

古事記によると天字受女命は天香山の日影を手次に繋けて天眞柝を懸として天香山の小竹葉を手草に結びて天之石窟に伏汚氣而踏登杼呂許志。神懸爲而胸乳を搔き出で裳緒を

陰に押垂れたとある。又日本書紀には天鈿女命即手持茅繩之稍立於天石窟戸之前。巧作俳優。云々とある。今此記事を解釋して天鈿女命の舞踏の如何なるものなりしかを察せんとするのである。日影は日本書紀には蘿に作り、此を比訶礎と云ふとある。又和名抄の祭祀具に蘿蔓、比加介加都良云々とあれば古事記に所謂日影は、今日大嘗祭などに用ひらるゝ日蔭蔓である。又眞拆葛といふは守部の「難語考」に眞拆葛は神事の時葛を眞割に拆いて鬘となせし故に名に負へるなるべしとある。伏汚氣而は日本書紀には覆槽置と書いてある。古事記傳にウケは空筥にて中を空虛になしたる臺で此上に立て舞ひ且つ踏みて響を立てる。此事後世鎮魂祭儀に遺れりといつて居る。斯く解釋し來る時は天鈿女命の行は一種の舞踏でありしことが察せられる。即ち天鈿女命は日蔭蔓を禱となし、尙又蔓で髪を結び一束の篋を手にして中が空虛の臺をドン／＼踏み鳴らしつゝ天石窟戸の前にて舞踏したるものと見える。

日本書紀には茅繩之稍となり、又古語拾遺には着鑿之矛とあれば、篋の代りに舞踏用の杵を手にして舞つたものかと思はる。實際天鈿女命は何らを手につけて舞つたかはもとよ

祭儀として
音楽

琴

神依板

り知り難き所であるが、我が原史時代に、斯様な祭儀が行はれたるは事實であつたと思ふ。舞踏を祭儀として行ふことは南洋の土人、其他の野蠻民族の間には現に行はれつゝある風俗である。

次に神道の祭儀としての音楽は如何なるものが行はれたか。古事記によると仲哀天皇熊曾國を將擊給はむとせし時に天皇御琴を控して建内宿禰大臣、沙庭に居て神の命を請奉りき、こゝに太后歸神して言教へ覺し詔ふらく云々とある。

又仲哀天皇崩御の後、皇后は吉日を選んで齋宮に入り、親ら神主と爲り給ひ、武内宿禰に命じて琴撫かしめ、中臣鳥賦使主をして審神者となし、因て千縉高縉を以て琴頭琴尾に置いて請き申して先の日に天皇に教へ給ひしは誰神ぞや願くは其名を知り奉らんといはれたのである。(日本書紀)

萬葉集九卷には神奈備。神依板爾。爲杉乃。といふ句がある。此神依板といふは神を請招る爲めにたゝきたるものであらう。現に伊勢大神宮の祭器の中にも神依板といふものが傳へられて居るし又出雲大社にも琴板といふものがある。

祭祀に奏せ
られる舞踏
的及音楽の目

第四六圖 出雲大社百番舞の舞臺を四つ



斯く古傳を案する時は、我が上代に祭儀として使用されたる樂器は琴及び神依板の類であつたと思はる。

凡そ舞踏又は音楽が祭儀の主要なる一儀式たる所以は其根本思想に於て神の歡心を求めて神と交ることによつて其加護を得んとするにある。

我が天鈿女命の俳優、又は琴、神依板を以て神前に奏樂したることも同じ思想から生れたものであらう。

神懸

かゝる祭儀の効果と見るべきものは即ち神懸である。故に神懸は祭儀の目的である。さて神懸といふは一種の交神術である。釋日本紀に神懸を説明して凡そ神懸といふものには必ず其神の託宣ありと、いつて居る。日本書紀について神懸の古傳を見るも天鈿女命の場合を除き皆神誨がある。今其一二の例を示せば、崇神天皇七年春二月に天皇が八十萬神を會へて卜問ひ給ひたるに倭迹迹日百襲姫命に神明憑て天皇の爲めに誨ふる所があつた(日本書紀)又垂仁天皇の時には倭大神が大水口宿禰に著りて天皇に誨へられたる如き即ち是れである。

後世の神おろし、稻荷おろしと稱するものが祈禱をなしつゝ、激越の狀を呈し或は失神して後に神來を得るが如きも同一の思想である。

又蒙古滿州地方に於けるシャマン教 Shamanism にも之に類する思想を見ることが出来る。(興安嶺附近に於ける薩滿教の遺風—鳥井龍藏、及び J. Starling-Shamanism in I Nora Asien. Stockholm 1912 参照)

シャマン教

第四節 齋王、祝部、其他の司祭者及び其社會上の地位と服装

我が皇祖の祭祀には天皇親ら當らせ給ふのであるが、神宮と皇居が未だ分れざる時代に於ては、中臣及び忌部氏等天皇を補弼して皇祖の祭祀に従事し、兼ねて政治を行つたのである。

豊鍬入姫命

然るに崇神天皇の時神宮を皇居から分離して笠縫邑に遷され、こゝに始めて皇女豊鍬入姫をして専ら皇祖の祭祀に當らしめられた。

倭姫命

垂仁天皇の朝更に皇祖を伊勢に遷し奉り皇太神宮を創建せられ、又皇女倭姫をして祭祀を司らしめられた。即ち倭姫は此所に齋宮を建て、齋王として皇祖の祭祀に當られたのである。

世々皇女を以て皇祖の靈を祀らしむ

此より後、世々皇女をして皇祖の靈を祀らしめられた。然しながら祭官としては矢張中臣及び忌部兩氏が其局に當り、祭政一致の制度に變更を生じたのではない。唯神宮皇居分

皇女と祭祀との關係

離の結果、皇女をして天皇に代つて専ら祭祀に従事せしめられたのである。

吾人は世々皇女をして皇祖天照大神を祀らしめられた事、即ち女子をして祭祀に當らしめられたる事に注意を要する。

嚴媛

天石窟戸の前に於ける祭祀の時にも天鈿女は重要な祭祀の一部を勤め、又神武天皇が高皇産靈尊を祭り、親ら顯齋をなされたる時に道臣命を齋王となし、彼が男子であつたにも抱はず嚴媛の號を授けられたる事などを考へ合はす時は女子をして祭祀に當らしむるには何か其所に深い關係のあつた事と信するのである。

當時、即ち原史時代は、尙祭政一致の時代で、政治を行ふものが祭祀を執行したのである。故に中央政府に於て天皇を扶けて祭祀を行ふ者は當時の國家に於て最も勢力ある氏族であつたのである。即ち中臣、忌部の如き是れである。又地方に於ては大小の長官が皆祭祀を營んだのである。即ち國造、伴造、君別、縣主、稻置の屬である。斯く當時の行政官が一面に於て司祭官であつたのは、其の政治組織の結果から生れたのである。

然しながら女子をして祭祀に従事せしめられたのは、斯の如き政治上の意味から起つた

のではない。何か他に原因のあつた事と信ずる。此問題については、再び考へる機会があるであらう。

古典を按ずるに、神主或は齋主といふ名稱は、同意義の稱呼で、即ち神にイツキマツル主といふ意義で、司祭を専門とする者の稱呼ではない。即ち元老宗臣が勅命を受けて神主となり、又時に臨んでは、天皇親しく神主となり給ひし事は既に述べたる所である。然るに齋王といふは皇大神宮に奉仕し給ふ皇女のみを呼び奉つた稱呼で是は職名である。

皇大神宮の齋王と相對して其他の神社に於て専ら祭祀に従事したるものは祝部であらうと思はれる。今此を文献に徴して其研究を進めんとするのである。

草薙劔今在尾張國吾湯市村。即熱田祝部所掌之神是也(日本書紀卷二)

とある。又古事記垂仁天皇の條に「坐出雲之石堀之會宮葦原色許男大神以伊都祝之云々。又書紀神功皇后の段に小野祝、天野祝など見えて居る。萬葉卷四に味酒呼、三輪之祝我、忌杉。同卷十に祝部等之齋經社之。同十二卷に祝部等之。齋三諸乃。犬馬鏡。同十九

神主、齋主の意義

齋王

祝部

卷に住吉爾。伊都久祝之。神言等。などある。

よつて察するに、祝部は職務として神社の祭祀に従事したものである。

職員令義解にも祝部、謂爲祭主、贊辭者也とある。こゝに祭主といふは祭をなす主人のことで、祭祀を職務とするものをいふので無い事は既に先人の説の如くである。又贊辭とは祝詞の類である。

之を要するに祝部は、齋王と同じく行政上の職務には關係しなつた者で、専ら祭祀に従事したるものである。さて祝部は男女何れを任じたるのであるか、別に徴すべき資料がない。然し吾人は後に述ぶるが如き理由のもとに主として女子が任せられたるものと思ふ。

已上研究する所によつて祭祀の職に従事したる者は、齋王と祝部であつた事が理解されるであらう。然しながら國家的祭祀は、政治上の重要行事であつたから政治の衝に當れるものが祭主として營んだのである。即ち國家が祭祀を行ふのである。

神道にて清淨を重んずるは、神代以來の事で、神に近づかんとする時は常に其身心の清淨を必要としたのである。即ち神代には伊邪那岐神が坐紫日向之橘小門阿波岐原に至りて

清淨と司祭者の資格

水を以て身體を清めて、禊祓を爲し給ひしことを始め、古事記、日本書紀には沐浴齋戒して神に祈り、神を祭ると云ふ事が屢々記載され居るのである。又常陸風土記には傳驛使等初將臨國。先洗口手、東面拜香島之大神、然後得入也とある。

斯く身體を清めて而して後に神に接するは、神に對する崇敬心の發表である。故に身體を清淨にする事は、もと崇高なる敬神思想から生ずる行爲であるが、此が既に一定の儀式として行はれる場合は、此儀式によつて司祭者自からの敬神思想を高潮せしむるのみならず、其祭祀にして神々しき雰圍氣中にあらしむるのである。かくあらしむるは蓋し祭祀の眞諦であらう。

故に吾人は我が原史時代に於て祭祀を行ふ前に司祭者が、かゝる結果を得んとして行ひたる儀式の存在について研究せんとするのである。

神代に大國主命が此國を去り給ひし時、天神、天穗日命をして其祭祀を主らしめ給ふたのである。(日本書紀第二卷) 此れ即ち出雲國造及び大社の神主の起りて爾來出雲國造は、出雲大社の神職の上首である。さて出雲國造の家にて行ふ故事の中に火繼の儀式がある。此儀

出雲國造は
世々大社の
神主なり

火繼式

式は古事記大國主神國避の段にいへる櫛八玉神が火燧曰、燧杵にて火を鑽出して天御饗を大國主神に獻つたといふ故事によつたものであらう。即ち國造が新に世を嗣むとする時は、神火、神水を受け繼ぐ式がある。其は古へから其家に傳へ來れる火切臼、火切杵を以て神火をつぐ、此を火繼といふ。かくて火繼竟りて國造となりたる後は食膳を備ふるに

出雲大社にて新嘗祭の節使用したる火切板

櫛 製

杵 製



東京帝國博物館藏

も常に此神火を用ひて、其を慎むこといさゝか嚴重にしてかりにも他火を用ひる

ことなしといふ。又毎年十一月に行ふ新嘗會に於ては國造が始めて新穀を食するのであるが、此時は熊野社から火切板、火切杵を持ち來りて火を切り出して饗をさへて國造に獻るのである。神水といふは同國意宇郡山代村にある天真名井の水を使ふるのである。

奈良東大寺二月堂で毎年二月に行はれる修二會は南都著明の修法の一であるが、奈良朝の昔より今に尙行はれつゝある。此修法の前業として神道の儀式がある。此修法の本法は

奈良二月堂
の修二會

十一面觀音悔過の法といひ、毎年二月一日から十四日まであるが、其前、九日間の豫備的の行がある。其方法は本法を修する者等が山下の一屋に蒙り火を異にし、俗人と交通を断ちて忌み清めたる食事をなし紙衣、紙帯を着し豊島産を敷き、各自の座席は中臣祓をして清め、他人をして坐せしめず、每晚神名帳を読み上げるのである。此前業が終つて後ち初めて山上に登り、本法を修するのである。此儀式の本をなしたるものは恐らく、佛教渡來前から我が古神道の儀式にあつたのであらうと思ふ。

又垂仁天皇の時、倭姫が天照大神の齋王となり給ひし時既に齋宮を建てられたる事が日本書紀に記載されて居る。齋王、詳しくいへば齋内親王を擇ぶには、未だ嫁せざる皇女を卜定されたのであるが、後世の儀式には、齋王が齋宮に入り給ふまでに於て既に幾多祓の式がある。(古事類苑神祇部五九卷參照) 故に上古に於ても種々類似の儀式が齋宮に於て行はれたること、信ずる。

要するに斯る儀式は上古より祭祀を執行する場合、特に其司祭者の身心を潔白ならしめ、神に對する崇敬心を高め、更に其祭祀を莊重ならしむる爲めに守られたる事と信ずる。

齋宮

司祭者の服

神前に於て
風を掛ける

清淨潔白といふ事は、又司祭者の祭服についても非常に重んぜられたのである。延喜式大嘗祭の神服の條を見ても其以前の事が想像される。即ち祭服を調製するには常に忌み清めたる場所、材料道具を使ひ、又其事に従事する人々も齋み清まつて作業すべき事が規定されて居るのである。

次は司祭者の服装のことであるが、何れの祭祀に於ても其司祭者が特殊の服装をなすといふ事に其意義を深からしめ、又其儀式を莊嚴ならしむる目的を持て居る。故にそれ／＼特定の祭服が使ひられるのである。

然らば我が上古に於ては、如何なる祭服があつたであらうか、事上古に屬し、知る所は甚だ乏しいのであるが、こゝに一事の明かなるものがある。其は即ち禊を掛けて神前に出るといふことである。蓋し禊は上古の祭服に於ける著しい特徴にして特に原始的意義を窺ふべきものと思ふ。

神代に於てすでに天宇受賣命は、天照大神が天石竈に隠れましたる時、日蔭蔓を禊として俳優をなしたのである。(古事記、日本書紀、神代卷)

太玉命

木綿手次

又太玉命も其弱肩に太玉命をとりかけ、御手代として大神を祭つたのである。此事は又萬葉集にも屢々散見して居る。

(前畧)木綿手次可比奈爾懸而天有、左佐羅能小野之七相管。手取持而久堅乃天川原爾出立而。潔身而麻之乎……(萬葉卷三、石田王の奉せる時丹生王の作れる歌)

(前畧)志路多倍乃。多須吉乎可氣。麻蘇鏡。巨爾登利毛知豆、天神。阿布藝許比乃美。地祇布之豆額拜……(萬葉卷五、天平五年六月憶良作)

其外同書卷の十三には木綿手次、肩取懸忌戸乎。齋穿居。又卷の十九には木綿手次、肩爾取出。倭文幣乎。手爾取持而。などゝある。

延喜式祝詞に忌部氏の神に奉仕する様をいへる條に忌部乃弱肩爾太多次支取掛氏持由麻波利仕奉幣帛云々といふ言葉が屢々現はれて居る。又本朝月令の中に残れる高橋氏文には天皇の御爲めに御饌を料理する時麻佐氣葛を採つて多須岐にかけ云々とある。

もと禊の用法は手の運用を自由ならしめる爲め、實際上の必要から起つたことは明かであるが、今上に列挙したる文獻上の記載によると太玉命以下忌部氏の人々が神に幣を奉る

麻佐氣葛の多須岐

禊を掛ける目的と其意義

とき、又膳夫の高橋氏が天皇に御饌奉る時などは、尙實用的の性質を保留しつつ、一面に於て儀式的の意義が加つたのである。即ちかひがひしく神の僕として仕へ奉る意思の表現されたものである。此儀式的の方面が發達して萬葉の歌に見る如く、神を祭る時には、木綿禊を掛けることが一の形式となつたものと見える。木綿は白色であるから萬葉集には木綿禊とも又し

第四八圖
禊掛るたけ掛を禊
出雲國八東郡大村大字草岩屋後發獨



東京帝國博物館藏

ろたへの禊
とも詠んで
居るのであ
る。
現に尙ほ
伊勢皇大神
宮の御饌供
式に祭官が

白禊を掛けるのは上古の遺風である。

吾人は更に之を古墳時代、即ち我が原史時代の遺物に徴するに、往々禊を掛けたる土偶が発見されるのである。其多くは今日普通使用する禊の如く背で十字に組んだものであるが、稀には前後ともに十字形にかけたるものもある。其或物は両手で物を捧げたる形を現はして居る。而して禊をかけたる埴輪土偶は皆女子の相貌を持つて居る。

さて斯の如く禊を掛けたる埴輪は死者の靈に奉仕する侍女として作られたるものであらう。されば皇祖の靈を祀る神道の儀式に於ても此風が行はれたること、信ずる。

要するに我が原史時代に祭祀を執り行うた者は神前に於て禊を掛けたのである。

祭祀を執行するに當て禊を掛けるといふことは、一面に於て、女子を司祭者に選んだ關係からも起つたものではあるまいか。蓋し女子は其職掌上からして常に禊を使用したるものであらう。

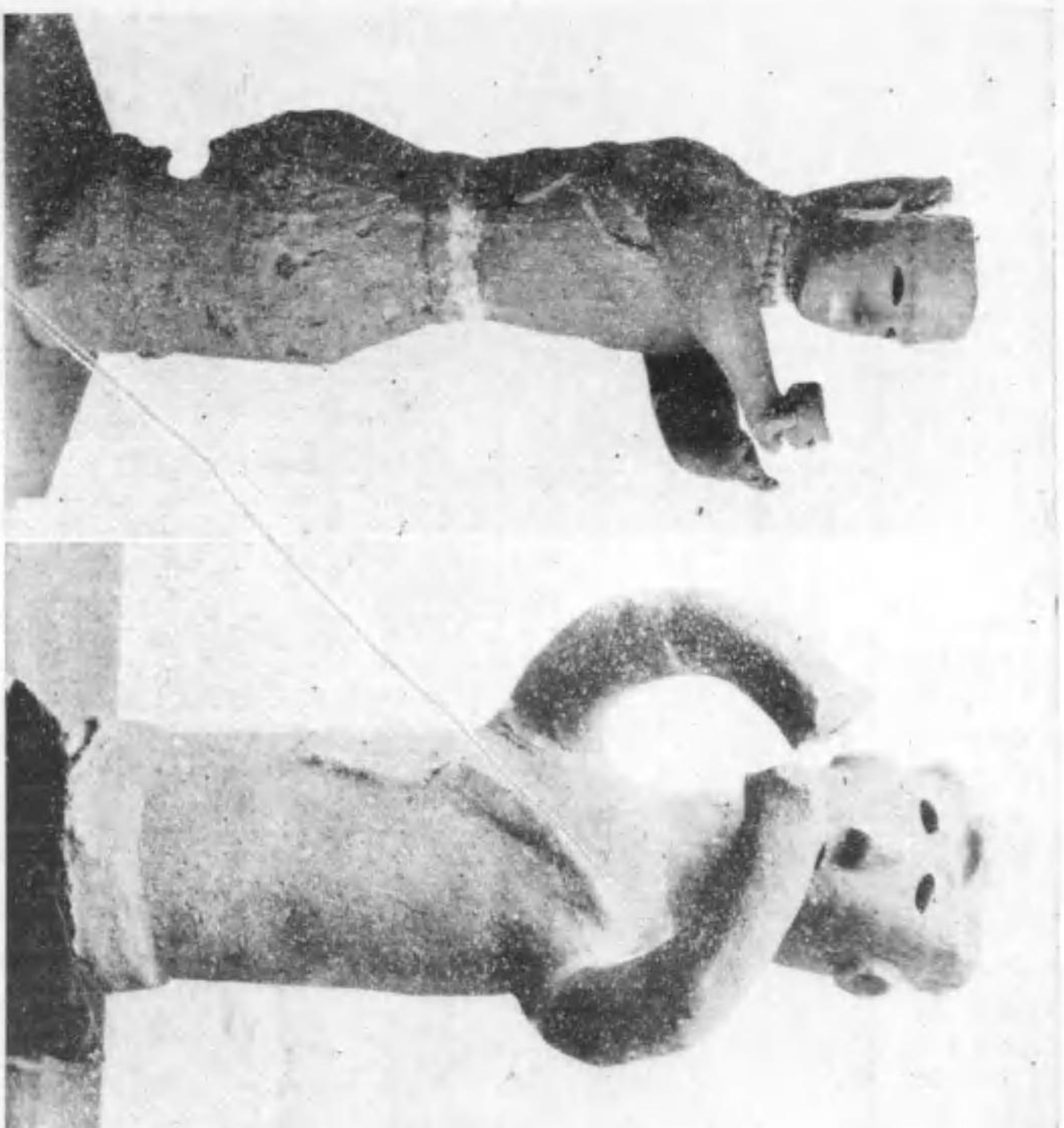
天照大神の祭祀を司る者として常に皇女を選ばれたるを始め、神武天皇が道臣命をして高皇靈神を祭らしめられたる時に彼が男子なるにも拘はらず嚴媛の名を與へられたるに徴

埴輪土偶に
禊はれたるに

第四九圖 禊を掛け物を擎けたる態を現はせる埴輪(女子)一尺五寸四分

出雲國八東郡大庭村大字大草字岩屋後發掘

(東京帝室博物館所藏)



(東京帝國大學理學部人類學教室所藏)

第五〇圖 禊を掛け物を擎けたる態を現はせる埴輪(女子)

帝國國行十郡秋津村大字青柳發掘

女子をして
祭祀に當らしめたる
外
國の風俗

し、又禱を掛けたる埴輪土偶が女子なるに考へれば、特に女子をして祭祀に當らしめたる風があつた事と思ふ。
さて祭祀に女子を選ぶことは獨り我が國のみに行はれたのではない。他の原始的祭祀にも往々其存在を見るのである。

第五圖
伊太利石器時代の禱を現はしたる土偶



伊太利博物館蔵

上部伊太利亞のクレモナ Cremona で發掘されたる女子の土偶は圖に見る如く其胸に十字形にかけた禱を現はして居る。アンジエロ、モツン Angelo Mosso 氏は此禱を説明して祭祀を執行する女

子の宗教的標象イコノグであるといつて居る。此土偶は今羅馬の史前博物館 The pre-historic museum に陳列されて居る。其高八十三ミリメートルある。又パレルモ博物館 Museum of Palermo にも十字形の襷を掛けたる土偶が陳列されて居る。

モッソ氏は更にミノアの宗教的祭祀に於ける女子の地位について、吾人は西暦前十五世紀時代即ち凡そ三千四五百年前に於けるミノアの宗教 Minoan religion は尙家長的性質 Matriarchal character を保存しつゝありしことを斷言するに躊躇しないのである、而して宗教に於ける女子の優越なる地位はミケネ Mycenaic 時代まで持續されて居つたのであると云つて居る。(A. More-The Dawn of Mediterranean Civilization P.193-196 參照)

又南洋カロリン群島ペルウ島 Pelew Island に於て女神の祭祀に従事する者は、男子であるが女装して仕へるのである。(L. G. Fraser-Golden Bough-Adnis Attis Ostris vol. II. P. 253)

上來述べたる所によつて吾人は我が原史時代に於ける齋王、祝部或は其他の司祭者が正式に祭祀を執行するときは、儀式に従つて別居、食忌、身心の禊祓ソクヘウヒをなし、苟も穢に觸るべきあらゆる機會を避け、身心全く清められたる後禊をかけ、神前に進みて従順なる崇

宗教的祭祀
に於ける女
子の位置

敬の誠を致したるものと察せらるゝのである。

第八章 天皇の稱呼及び天皇崇拜の形式

古史を按ずるに、我等の祖先は、常に皇孫瓊々杵尊を以て天照大神の御孫にあたらせ給ふ事を深く信じつゝ、崇敬して來たのである。さて天照大神は宗教的立場から見ると太陽神である。太陽神が當時の信仰に於て最大神であつた事も既に論じたる所であるが、皇孫に對する絶大なる崇拜が皇孫を以て當時の最大神たる太陽神の御孫であるといふ形式を籍りたのであらう。從て又天照大神が人格を備へ給へる皇祖として信仰される様になつたのであらう。此信仰が中心となつて國家的統一が出来、更に其信仰に歴史的の力が加つて國民的自覺となつたのである。これこそ實に天皇崇拜の根本思想にして我が國家思想の出發點である。

茲に注意すべきことは天皇が神として崇拜せられ給ふに拘はらず代々の天皇中崩御の後神として奉祀されたることの非常に少いことである。現今我國の神社の数は實に十一萬の

天皇崇拜の
根本思想

天皇を奉祀
せる神社の
少き所以

多きに達して居るが、此多數の神社中歴代の天皇を奉祀せるものは、僅かに十社を出ない而して其奉祀せる場合も天皇の特殊の御威徳を祀つたのであつて、吾人の論じつゝある原史時代に於ては、何等の意義に於ても、天皇を祭神とせる神社は無つた事を斷言して誤りはあるまい。惟ふに我が國民が天皇を大神と同様に崇拜する所以は、大神の^{ワツレミヤ}現靈として崇拜するが故である。即ち天皇は代々天照大神の御子孫として永久絶え間なく天照大神の^{ワツレミヤ}現靈を以て君臨し坐しますのであるから皇祖天照大神と現に君臨します天皇以外、崩御の後天皇の御靈を特別の祭神として奉祀する餘地を存しないのである。代々の天皇の御靈は崩御の後皇祖の御靈に復歸し給ふのであるか、或は又次の天皇に移り給ふのであるか當時の國民がこれを如何様に信じて居つたかは、敢て今問ふの必要はなからう。要するに天照大神の崇拜と天皇の崇拜は國家的思想の確立を見るべきものである。

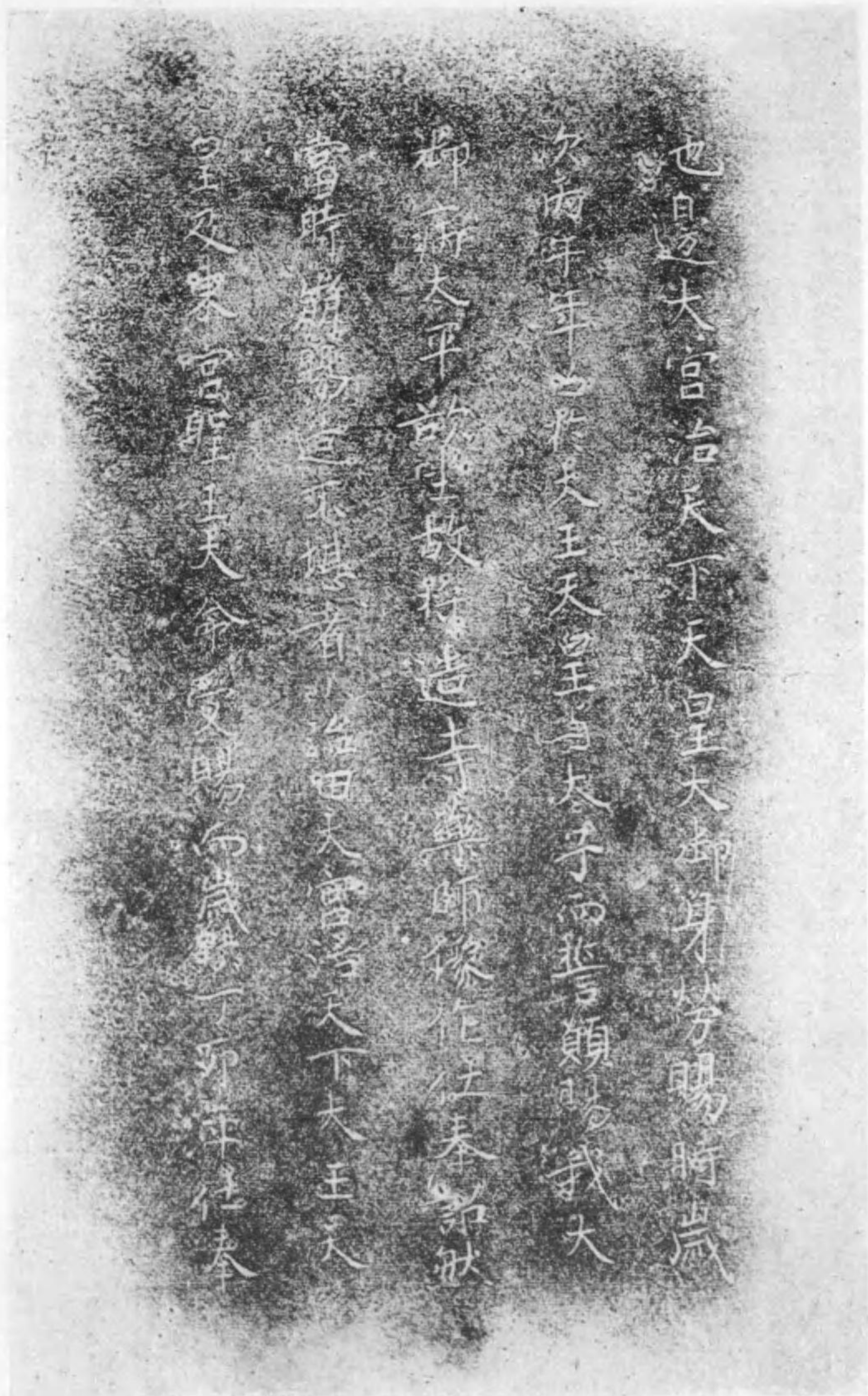
さて本節に於て吾人は、我が原史時代に於ける天皇の稱呼と天皇崇拜の形式について研究せんとするのである。もとより原史時代の事であるから、其當時の史料によつて之を知ることが出来ない。然しながら稍、後の記録によつて之を考察することが出来るのである。

第五二圖

大和國法隆寺安置

藥師像光背銘文

金剛製



天皇の文字
が使用され
たる最古の
例

おほきみの
意義

天皇なる文字の最も古く記録に現はれたるは、蓋し推古天皇十五年に造られたる大和法隆寺に安置せる金銅製薬師像光背の銘文中にある其であらう。即ち此銘文には用明天皇を呼び奉つてイッペノオホキミヤニアノシカラズ池遺大宮治ニ天下ニ天皇云云と刻書し、又同銘文中に推古天皇をば大王天皇と稱し奉つて居る。(第五十二圖参照)

奈良朝前後の古典、即ち古事記、日本書紀、上宮聖德法王帝説、萬葉集、及び祝詞などには天皇を呼んでおほきみ、すめらぎ、すめろぎ、すめみまの尊などと記載して居る。

おほきみといふ時には、大王、皇、王、於保伎美、於富吉美、於哀杵瀬、於富岐美、意富岐美などの字が當てゝある。さて其用例を見ると天皇に限らず王子にも、おほきみといふ稱呼を用ひて居る場合がある。例へば上宮聖德法王帝説に聖德太子を和阿於保支美と記載してある如きである。而して天皇を呼び奉る場合にも萬葉などには、すべて我大王、和朝於保伎美などありて、我といふ代名詞に依つて常に其意義が限られて居る。此用例は君主といふ嚴格なる意義ではなく、大いに親しみのあるもので、寧ろ私の稱呼ともいふべきであらう。

すめらぎの
意義

第二編 神道の成立と歴史時代の宗教思想

二五〇

次にすめらぎは、すめろぎ、すめらみこと、すべらぎなど、轉じて用ひられてあるが、常に天皇と記載してかく訓ましめてある。其意義は、統君の轉約したもので、天下を統べ知しめす大君といふので、羅馬帝國の君主をインペラトルと云つたのと大體に於て同意義の稱呼である。さて此稱呼の出來たのは、記録の上に於ては、前に引用したる推古天皇十五年の樂師光背に天皇の文字が現はれたる前後の頃にあつた事と考へられるのである。即ち此光背には推古天皇を呼び奉て尙大王の稱呼が天皇の上に附加されて居るのは、當時未だ天皇の稱呼が確定せられて居なかつたからであらうと思はれる。

然らば、すめらぎと云ふ稱呼は、天皇の文字が當て嵌められた前からあつたもので、我が國語によつて構成されたものであらう。

古事記に天照大神の持ち給ひし八尺勾璣之五百津之美須麻流の珠のことが記載されてあるが、日本書紀には八坂瓊之五百箇御統とある。即ち絲に貫いて總括りたる玉を美須麻流の珠といつたのである。美須麻流の美は美稱で、須麻流は須夫流と同語で、すめらぎのすべるとも通ふ言葉である。故にすめらぎは國民を統御します君といふ意義を現はす爲め

に出來たる國語で、頗る古くからあつた稱呼と思はれる。

然しすめらぎよりも更に古い稱呼と思はれるのは、皇御孫尊である。垂仁天皇の二十五年に倭大神の御言葉に天照大神は悉くに天原を治らしむ、皇御孫尊は専ら葦原中國之八十魂神を治さむと見えて居る。又延喜式の祝詞の大祝詞、出雲神壽又中臣壽詞にも皇御孫命とあるのみならず、此稱呼の意義が既に天照大神の御孫といふのであるから意義の上から考へても最も古いものであらうと思ふ。之を又我が國體成立の歴史から見ると斯く考へられるのである。

國家の基礎が段々其強固を加ふるに及び、國家の君主としての天皇の地位が創造された時に君主の實權を表示すべき適當なる稱呼として、すめらぎなる稱號が出來、ついで天皇の文字が之に當てられる様になつたものと察せられる。

要するに、すめらぎは君主としての資格と其威徳を稱へ奉つた稱呼で、皇御孫尊といふは、天皇と天照大神との關係を云ひ現はして居るもので、兩者は實に天皇崇拜の精神の顯現したるもの、誠に我が國體の眞髓である。

皇御孫
尊といふ稱
呼の起原

國家の完成
と君主の稱
呼

又萬葉集に天皇を形容して、遠神吾大王の行幸の、(卷二)八隅知之、吾大王、高照、日之皇子(卷二)王者、神西座者。など、到る所に詠まれて居るのである。かゝる形容の詞から考へても天皇の神性が古くから信せられて居つた事が判るのである。

天皇崇拜の形式

第二に天皇崇拜の形式について考察せんとするのである。

景行天皇の時、神夏磯媛が天皇の使者を迎ふるにも賢木に鏡、劔、瓊を掛けて迎へたことがある。(日本書紀)又仲哀天皇が筑紫に幸きましたる時、時岡縣主祖熊罴及び伊都縣主祖五十迹手等、五百枝の賢木を抜き取り、鏡、劔、及び瓊を掛けて迎へたのである(日本書紀、筑前風土記)此形式は即ち大神及び其他の神を祭る時、同一の形式である。

天皇稱呼の完成

已上述べたる所を綜合して更に換言すれば我が天皇の稱呼は皇御孫尊に起り、すめらぎ(天皇)に至つて完成されたのである。此名辭の完成されたる時は即ち我が國體の完成されたる時である。而して天皇崇拜の形式は、天照大神崇拜の形式と全然同一ではないが、其崇拜の精神に於て全く同一であることは又實に我が國體の精華である。

第九章 結論、我が國體の眞價

吾人は吾人の分析的研究を茲に綜括して考ふべき秋となつた。吾人は先づ我が有史以前の遺物、即ち新石器時代の遺物によつて其當時の宗教思想を研究したのであるが、事幽遠なる太古に屬し、到底明瞭に理解する事は出来なかつたのである。唯吾人の研究によつて想像したる所を約していへば、當時石の崇拜されて居つた事は殆んど疑ふ餘地があるまいと思はれる。又土偶の中に往々發見される奇形なる動物は、或は動物崇拜の遺物ならんかとも考へられる。人形を現はしたる土偶は、死者の像として造られたのであるか、又は崇拜者自身の肖像であつたか、尙斷定する事が出来ないものであるから、死後に於ける靈魂の存在が我が石器時代に信せられて居つたか否かは不明である。然し庶物崇拜 Totemism 及び Totemism のあつた事だけは十分想像されるのである。

斯の如く我が石器時代の宗教思想は、一般石器時代のそれと同様に頗る原始的のものであるが、其思想の持主はアイヌ及び其他の土蕃であつたのである。さて此等の民族は、石

石器時代の宗教思想

斧や石鏃を使用して漁獵に従事し、魚貝鳥獸などを食し、所々に群をなし原始的な生活状態を送つて居つたのである。其所へ天孫種族が渡來して此等の土民を融合して日本民族を創り上げ、此に始めて我が國家が形成されたのである。

かくて我が國家の形成されたる當時は、如何なる宗教思想が我が國民の思想を支配しつゝあつたか。此問題を解決する爲めに吾人は、力の及ぶ限り材料を蒐集して批判を與へ考察をめぐらしたのであつた。文獻上の材料として吾人の探つた重なるものは古事記、日本書紀、萬葉集など凡そ奈良朝の前期に出來上つたものであるから我が國家の形成されたる當時からは頗る遠い後に出來た材料で、石器時代とは更に縁遠い材料である如く思はれる。斯の如き材料が果して我が國家成立當時を知るべき有力なる史料たり得るであらうかとの疑問も起るであらう。然し茲に一考すべきことがある。文獻以外に於て吾人の探つた材料は、古墳墓及び其中から發見される種々なる遺物であつた。而して此等の材料は、銅鐵金銀を遺憾なく應用したる立派なる文化の遺物で、新石器時代の遺物とは全然程度を異にしたるものである。然し晩近の考古學的調査によると往々にして新石器時代の遺物、例へ

我が國家成立當初の宗教

金石併存時代

研究資料の價值

は彌生式土器や其他の石器類が古墳墓内に於て金屬器と一所に發見される。此事實は、新石器時代の文化が天孫民族の金屬器時代の文化と接觸して先づ金石併存の過渡時代を経て次第に石器使用がすたれ、遂に純然たる金屬器時代に到達したる経過を示すもので、我が原史時代の或時期に於て尙石器の使用されたることを語るものである。古墳墓築造の風習は奈良朝近くまで行はれて居つた。而して古墳墓の或者に石器の併存して發見される事實は、文獻の上にも同様の現象の存在せしことを思はしむるものである。即ち奈良朝初期に出來上つた古事記、日本書紀、風土記、萬葉集などにも有史以前以來の宗教思想が織り込まれて居るものと考へて大過なきこと、信するのである。此見地からして吾人は古事記、日本書紀、萬葉集等は其記事を通して我が國初の宗教思想を見得べき重要な材料と考へ、石器時代遺物及び古墳時代（原史時代）の遺物と相照合して研究の材料に供した所以である。斯の如くにして得たる研究の結果を綜合すると大要次の如き事實が理解されるのである。

先づ古事記、日本書紀の別天神及び神世七代の神話には二種の著しい神がある。即ち一

葦可毘彦
諸神二神

多爾具久及
曾富登之
覺的思想

神宣の本質

我皇室の起
原

は葦可毘彦神で、他は伊邪那岐、伊邪那美二神である。前者は幼稚なる植物崇拜の思想から發生したものであるが、後者に於ては、支那陰陽思想の影響が觀取されるのである。次に大國主神の神話中の多爾具久、曾富登の話に於ては一種の魔術的宗教思想の存在を見、大國主神の奇魂、幸魂を祀れる大和の大三輪神社と關聯しては、蛇神崇拜思想のあつた事を知つたのである。

天照大神と素戔鳴尊に關する傳説は、之を神話學の立場から見ると、太陽崇拜と暴風雨の神格化であるが、此自然神話的思想は、寧ろ天孫降臨の傳説に現はれたる思想の背景的思想と見るべきものである。而して天孫降臨の傳説の中心をなすものは、天照大神が、勾玉、劍、鏡を天孫に授け給ひて、此鏡は専ら我御魂と爲して吾前を拜が如く伊都岐奉れと仰せ給ひたる詔りにあるのである。此詔りは即ち神道の本質であると同時に、我が國家を成立せしめたる國家的宗教思想の出發點である。此と同時に我が皇室の起原も實に茲にあるのである。即ち天照大神は伊邪那岐、伊邪那美二神の設け給ひし三貴子の内の一人であり、天照大神の御子は天忍穗耳尊で、天孫瓊々杵尊は即ち天忍穗耳尊の御子である。

國家的宗教
思想の成立

而して神武天皇は天孫より第三世に當らせられるのである。故に我が皇室の御系統は伊邪那岐、伊邪那美二神以來一貫せるのである。

崇神天皇の御時に當て、天照大神の神威いやちこ、共に住み給ふに安からず、よつて宮中より笠縫邑に移して御祀りになり、垂仁天皇の御時には遂に伊勢の大廟が創建される様になつた。茲に神道の成立と國家の成立に共通なる國家的宗教思想が出來上つたのである。

さて我が有史前以來の宗教思想を分析的に研究して得たる其結果を、此國家思想に對する關係に従つて考察すると、凡そ二種の宗教思想がある。即ち第一の宗教思想は此國家的宗教を成立せしめたる本質的宗教思想であつて、今日に至り、將來に及ぼして變化すべからざるものである。第二の宗教思想は第一の本質的宗教思想に屬せざる總ての宗教思想であつて、或時代には第一の國家的宗教思想の成立、或は發達を助成したるも、後には單に其痕跡を留め居るに過ぎざるもの、又は初めから國家思想には何等關係する所なく單に併存せるもの等を指すのである。

第一の國家的宗教思想の根柢をなすものは、皇祖崇拜である。而して皇祖崇拜と最密接なる關係ある思想は、死後靈魂の存在を信する信仰である。此信仰が我が建國の當初より最も盛んであつた事は、古墳墓の研究によつて十分理解されたこと、信する。即ち死體を尊重して其墳墓を住宅に擬して作り、其身邊には、生前使用した裝飾具をはじめ、日常生活に必要な總てのものを副葬したる事は、此思想に支配されたのである。換言すれば靈魂の不滅を信じて其靈威スピリットに信賴する所の祖先崇拜が一般に行はれて居つたのである。之を文獻に徴するも、神靈の威力に對する信仰は到る所に見出されるのである。神道は種々なる思想を包容して居るが、其基調をなすもの即ち皇祖崇拜である。要するに我が皇祖崇拜は最も偉大なる國家的祖先崇拜の表表である。而して其發現の形式に於ては太陽崇拜と結び付いて居るのである。

吾人の所謂第二の宗教思想は、一括して民族信仰と云ひ得るのである。此民族信仰は直接には個人の信仰を支配したものであるが、之をして國家的信仰の成立を助成せしむることとは、當時の政治に於て最も重大なる意義のあつた事と思ふ。其民間信仰が一般的である

時代と一小部分に限られて國家の大勢に對して何等勢力なき時代に於ては、其信仰に對する國家的施政は其間に於て自から異なるものがなければならぬ。此民間信仰には、石器時代以來の信仰も多く傳へられて居るのであるが、支那の民間信仰も混入されて居る。即ち其著しいものを舉ぐれば、古墳墓から發掘される支那鏡に於ては、方圓思想即ち陰陽思想及び神仙談或は蓬萊山の信仰、即ち道教思想が輸入されて居つた事は吾人の研究によつて既に理解されたのである。其他の庶物崇拜及び魔術的信仰などは、主として古來我が國にもあつた民間信仰であらうと信する。我が原史時代に於ては、斯の如き俗信仰が國家的に頗る重大なる力であつたことは、第六章に於て國事と宗教を論じたる際に詳しく述べたのである。

神道の祭祀は、吾人の所謂國家的宗教思想の社會化を目的としたものであるが、其形式は當時の民間信仰の形式を採つたものである。即ち太卜、龜卜、夢告、探湯ウラナヒ、祓ハラヘなど何れもとも民間の風俗である。神籬ヒコガサを建て神に禱を捧げ、供物を供へ、神樂を奏することも亦神を拜む時の形式であつたこと、信する。

吾人は我が國家的宗教思想の中心をなすものは、祖先の靈を拜むことであるといつたが、茲に注意すべきことは、皇祖の崇拜と國民各自の祖先の崇拜が如何様なる關係に於て統一されて居つたかといふ一事である。此關係は即ち天神と地祇の關係で、既に古事記、日本書紀の記載によつて論ずる所があつたのであるが、此等二書の記載に於ては、地祇のすべてが殆んど大國主神によつて代表されたるかの如き觀がある。察する所、これは記載に上らなかつたけの事で、類似事實のなかつた反證となるものではあるまい。當時平定されたる新附の地方では、それ／＼其國神の靈が崇拜され、又朝廷からも御祭りになつたものであらう。伊勢風土記に伊勢津彦を神遊らしめて其國魂を御祀りになつた事が出て居るが、此はたま／＼記載に遺つた一例であつて、各地に同様の事實があつた事と信せられる。今日其事實の傳はらないのは、記載にもれたると、祭神が後世變更されたる事などによるものであらう。

宗教の社會的影響として最も注目すべきものは、國家の發達を助成したる點にあると思ふ。而して原史時代は、國家創業の時代であるが、宗教思想は却つて普遍的であつた時代

で、社會的重要行爲の殆んどすべてを宗教によつて解決せんとしたる時代である。宗教が國事に及ぼす影響は、有史時代よりも原史時代に於て一層著しきものありしは、此原因による事と思ふ。故に宗教の國家に及ぼす影響は、時代によつて其程度及び力の及ぶ方向に於て相異なるべきことが理解されるのである。然らば吾人は我が原史時代に於ける宗教の作用については、如何なる事實を知り得るであらうか。此方面の理解を得る爲めには、我が國家成立の特徴を知らねばならぬ。

抑々人類の國家を構成する所以の法則を考ふるに、蟻の生れながらにして社交的なることは其根本に於て大いに異なるものがある。即ち現今の最も進歩せる社會組織は本能的作用のみによつて形成されたるものではない。それには長い發達の歴史がある。其歴史たるや理智の判斷によつて改善に改善を加へ徐ろに進歩發達を遂げたる歴史である。茲に其發達の楷梯を簡單にいへば、人類は其生命の保全と幸福増進の爲めに一家族、一家長の下に結合するの狀態に起つて次第に血族的團體を形つくり、遂に國家を形成するに至るのである。而して彼等は其知識の程度に従つて自己を其社會國家に適應せしむるのである。

國家の形態には、米國、瑞西の如き民主國もあり、又我が國や英國の如き君主國もある。さて如何なる國に於ても普遍的に必要な要素は一定の土地、一定の人民及び其上に一定の主權のある事で、苟も獨立の國家は此三要素を具備せなければならぬ。而して其主權存在の由來と體様の相違によつて國體の別がある。即ち主權が君主にあれば、其國は君主國であつて、若し又人民にあれば其國は民主國である。同じく君主國といつても又其には、それ／＼特徴があるのである。

さて我が國體の君主國であることは、更めていふ必要はないのであるが、其特徴を舉げると、其民族意識、即ち我々各自が天孫民族の末であるといふ國家的意識を持つて居る君主國で、皇祖の崇拜が此國家的自覺の中心になつて居るのである。而して此國家的意識は即ち神道の神髓をなすものである。神道は此國家的意識を中心として種々なる宗教思想を包容して居ることは、吾人の研究によつて既に明かにされたる所である。故に神道は國家中心主義の祭祀であると同時に宗教たり得たのである。要するに我が國民は、君主によつて創造されたのであつて、國民が選んで奉戴したる外國の君主とは全く選を異にしたるも

我が國體の
神髓

神道が國體の
中心たり
得る所以

のである。即ち君民一體にして永へに分離すべからざる國體であるのである。此を法理上から云ふと、我が君主の本體は國家であるのである。更に換言すれば、我が國家存在の原理は即ち神道の本質である。故に神道は國家的宗教として最高のものである。我が國體の世界に比類なきは此點にあるのである。

抑々神道が斯の如き國體の中心となつて居る所以は、神道が物質的生活状態と深い關係を持つて居るからであらうと思ふ。吾人は先づ我が國初に於ける個人の物質的幸福と神道との關係を理解するにあらざれば、未だ以て當時の神道の國家的勢力を知ることが出来ない。然し當時の一般的社會の生活状態を述ぶるは茲に吾人のよくする所でない。故に吾人は唯其一般的性質を指示して讀者の注意を催すに過ぎないのである。

由來我が國家の基本をなして居るものは、農である。神代の事は幽邈にして明かでないが、天照大神は、稻種を天の狹田及び長田に殖えられ(日本書紀一書)、神武天皇は天富命をして肥饒の地を求めしめ、阿波國に穀麻の種を植ゑしめられた(古語拾遺)。崇神天皇の御世國家の基礎彌強固を加ふるに至つては、實に左の如き詔を下されたのである。

農を以て天
下の大本と
す

氏族制度

第二編 神道の成立と原史時代の宗教思想

二六四

農、天下の大本也。民所恃以生也。今河内狭山埴田水少。是以其國百姓怠於農事。其多開池溝以寬民業。(日本書紀崇神天皇紀六十二年)

是と同時に地方に於ては、國造、縣主等を置いて耕地を主宰せしめ世々耕地の經營に當らしめられたのであるが、他の一面に於て彼等は其地方に於ける神祇の祭主であつたのである。即ち農は天下の大本であつたのであるが、當時彼等を統御すべき制度としては、氏族制度が設けられたのである。

氏族制度を簡單にいへば、朝廷の官職をすべて世襲となし各氏の人々が之に當つたのである。然し此は政治機關の編製法であつて政治の大權はもとより天皇にあつたのである。此氏族制度は實に我が祖先崇拜の思想と相表裏して出來た制度で一種の階級制度である。

さて當時は知識未だ幼稚にして疫病、災害皆神の祟が原因となつて起るものと信せられ、政府に於ても進んで之を救済すべき根本的方法を講ずる事を知らなかつた。故に人民の幸福を増進し、災害を除くべき施設としては、天神地祇の祭祀以上に出づることは甚だ稀であつたのであるが、當時は尙之によつて人民を安堵せしめ、且つ慰安を與ふることが出

天神地祇の
祭祀と國家の
幸福

來たのである。即ち國家は人民と共に國家の安危を全く神祇の靈威に信頼するといふ状態にあつたのであるから當時の神道は原始的宗教である。然し神道には他の宗教に見る如き一定の教理といふものがない。それ故に天神、地祇の祭祀の性質は、國民文化の程度に従つて自由に移動する事が出来るのである。換言すれば、一般の宗教の如く教理によつて束縛される事がないから國民思想の發達によつて祭祀に伴ふ祈願の性質が變化する解である。故に國民の原始的宗教意識の下に舉行されたる時代に於ける神道は、原始的宗教の雰圍氣を脱することは出来ないが、現今の如く一般の知識の進歩せる時代に於ける神道の國家的祭祀は道德要素が主要なる思想であると考へられる。然し今日と雖も個人が天皇又は國家の爲めに神祇に祈る場合は、其人の知識の程度に従つて原始的祭祀と見るべきものもある。又道德的宗教の程度に進めるものもある。又國家的立場から見ても、若し今日國難に際して天神地祇の國祭を執行する場合あらば、國民の宗教的熱情を喚起せしむることは勿論であらう。神道には特に組織立てられたる教理はないが、そこには自から一種の他力的要素がないのではない。即ち天照大神の神勅に従つて全く其恩頼に依りすがつて國家

の隆盛と各自の幸福を祈願する所の絶対憑依の信仰及び其他の神々に對して敬神の誠を致す所以のものは諸神の加護を祈願するに外ならぬのである。故に崇拜者自身の思想の程度に従つて原始的宗教たる場合と、更に進歩せる道德的宗教たる時がある。即ち神道其物の本質には文化の進むに従つて道德的宗教に發達すべき要素運命があるのである。茲に最も注意すべきことは、神道が如何に道德的に傾むく時あるとも決して冷かなる義務的の道德律に變化するものではなく、事に當り折に觸れて宗教的信仰と熱情を伴ふものと思ふ。蓋し我が國民道德の出發點は神道にあるのである。我が國民と神道とは分離して考へることは出来ない是れ即ち君民一體の國體であるからである。我が國民は冷かなる理窟によつて天皇を崇敬するのではない皇祖の冥護と天皇の加護によつて初めて國民の幸福が與へられるのであるから、神道は國家的思想の統一者であると同時に、常に皇室に對する赤誠の源泉たるべきは吾人の研究によつて略明かにされたること、信ずる。我が皇室中心の國家主義が萬邦に比較なき所以は國民心理の上に出來上つた神道と皇室とが離るべからざる關係にあるからである。此關係は我が建國以來の關係であつて此關係こそ眞に我が國家の生命

國民道德の
出發點

で、國家の實力は組織的に統一されたる所にあるのであるが、我が皇室と神祇と臣民の間に存する此關係は即ち統一されたる我が國家勢力の根源である。今日及び將來に於ける我が國民各自の生活状態も自然此關係に於て向上せしめねばならぬのである。斯の如き關係によつて結び付けられたる國家は世界的の立場から見ても人類の理想的國家たるべき事を信ずるものである。

最後に今日の神社は宗教なりや否やの問題について少しく吾人の見解を披瀝して置かねばならぬ。由來神道は國家的祭祀であつて其本質は既にいへる如く民族的意識によつて祖先を崇拜する所に存在して居る。一般人民の宗教思想が次第に進歩すれば、其祭祀の性質も變化するのである。今日尙ほ神社に對して自己一個の爲めに宗教的祈願を爲すものは少くない。即ち家族の幸福、病氣の平癒を祈り或は自己の罪を懺悔する等のごとを始め其他雜多なる迷信的祈願が行はれて居る。かくの如き信仰は原始時代以來の民間信仰の片影であつて、國家的祭祀を本領となす神道とは一應分離して考ふべきもので、斯の如き俗間信仰のみを目的として生れたる神社は即ち純神道とは別けて考ふべきものである。今日に於

神社は宗教
なりや否や

ける神社の國家的祭祀は斯の如き原始的俗間信仰の支配を受けて居る事が非常に少ない。即ち今日に於ては宗教的生命を有する國民の道德的祭祀であるといふを以て最も適當と信する。

されば神道は我が國獨特の宗教であつて、他の國民に及ぼすべき性質を持つて居るものでない。一般の宗教とは區別すべきものである。故に我が臣民たる以上如何なる宗教を信する者と雖も、神道の祭祀に對して赤誠を致すことに何等矛盾觀念の起る筈はないのである。不幸にして神道の祭祀に赤誠を披瀝する能はざるものあらば、彼は既に我が同胞たるの資格なき者である。即ち彼は我が神道の最高神たる皇祖の肉身の延長にをします天皇に對し奉り我が祖先が三千年來奉仕したる忠君愛國の誠を致すこと能はざるものと云はねばならぬ。

神道起原論終

索引

了の部

アイヌ	一四、二三
青和帯	二〇四
足利時代の鏡	一一二
アムハア	一五〇
惡解除	一一二
飛鳥神社	一一二
赤色と宗教的遺物	四〇—四二
疫病と赤紙	四〇
痘瘡神と赤紙	四〇
二王と赤紙	四一
シツキム岡の赤鬼と赤色の供物	四一
南洋の石神と赤色	四一
伊太利亞の石器と赤色	四二
北米印度人の宗教儀禮と赤色	四一
赤盾	一四四、一六八、二一七
赤矛	一六八
アプログイト神	五三
天照大神	五八、六一、六二、九八、一二八、一四八、一五一
天石窟	六一
天磐戸	六一
天忍祖耳尊	九九
天菩比神	一〇〇
天香山	一三五、一三九
天平彗	一三五
天石門別神	一〇六、一〇八
天日槍	一四
天種子命	一三七
天國	一四四
天之御中主神	五〇、五三
天若日子	一〇〇
天字受女の舞踏	二二九
亞弗利加土人の石崇拜	三五
荒魂	九五、九七、九八、一四九
アルメニア人の石崇拜	三六

アレキサンドル大王と太陽神……………一三一

イの部

伊邪那岐、伊邪那美二神……………五六、五七
 伊邪許理度賣命……………一〇六
 石ト……………一六七
 イスラエル人の石崇拜……………三七
 伊勢大神宮……………一九七
 石上神宮……………一四六
 齋王……………二三四、二三
 嚴船魂女……………一三六
 嚴鏡……………一三五
 嚴媛……………二三五
 出雲大社の神寶……………一四四
 出雲大社……………一九二―一九四
 出雲國造神寶詞……………一〇八
 五件詣……………一〇五
 稻飯命……………一三三
 稻穗……………二一三
 齋鏡、伊都閉の意義……………二一五

イハヒノミヤ……………二三四、二四〇

齋宮……………一三七

忌服屋……………六〇

忌部氏……………二三四

飲食物を盛りたる祭器……………二一四

陰陽哲學……………五七

ウの部

現身と御靈……………一〇七

宇宙最初の神に関する傳説……………五二

可美葦牙彦見尊……………五二、五四、一三七

エの部

エジプトのセト神……………五七

エジプトのホルス神と太陽崇拜……………五九

エジプトのミイラ……………八九

延喜式祝詞……………二二四

オ・ヲの部

遠伎の意義……………一〇五

カシリス神……………二八

食國……………五九

おほきみの志義……………二四九

大國主神……………六三、六四、六五、六九、九五、九七

大國玉神……………一三六

大坂神……………一五三

大祝詞……………二二五

大三輪神……………一四九

大物主神……………一四三、一五三

力の部

貝塚……………九、一〇

貝塚土偶……………二三

海神……………一三八

鏡……………一〇六―一二七

御鏡の傳説……………一一一

日鏡……………一一四

鈴鏡……………一一五

鏡の金質に関する支那人の思想……………一二五

我御鏡傳説の特殊性……………一二七

索引

カケリ……………四五

隠靈……………一三五

咒詛……………四九

語部……………二三一

神依板……………五〇

神産巢日神……………四五―四八

カミなる言の意義……………四五

牙崩……………一四四

神戸……………一四四

神地……………二二三

神懸……………六〇

神御衣……………二六

岩版……………二六

キの部

舊石器時代……………四、五

新年祭の祝詞……………二二四

龜ト……………一六五

龜トの方法……………一六五

龜トの起原……………一六六

クの部

クエビコ
久延毘古……………一六五、一六六
盟神探湯……………一五七、一七〇、一七二
草那藝の劍……………一〇六
國常立尊……………五一、五二、五三
君主崇拜の起原……………一三〇
供物の種類と其目的……………二〇三、二二三
クリト島發見の石製土偶……………三一
黒坂神……………一五三
黄帝蚩尤の神話……………一二二

ケの部

言語と記號の意義……………四七
原日本人……………一九
建設的祭祀……………一五二

コの部

コノハヤカヤカヒ
木花開耶姬……………一五五
古墳……………七五、七九、八四、八五

古墳内發見の古鏡……………一三三
皇女と祭祀との關係……………一三五
皇祖崇拜の意義……………一三一
皇女と祭祀との關係……………一三四
コルデス、太陽神……………一二九
コロボツクル説……………一四
國祖と最高神との關係……………一二九
國家的宗教思想の成立……………一五七
國家的宗教思想の根柢と皇祖崇拜……………一五六
國家的祖先崇拜……………一五八
國家的宗教思想の社會化……………一五九
國民道徳の出發點……………二六六
國家構成の法則……………二六一
國家の特徵と其偉大性……………二一九
國家の完成と君主の稱呼……………二五一
穀物其他の供物……………二一三、二一四
五行思想……………一五
古事記の天地開闢神話……………一五〇
黒色の楯及び矛……………二一七
琴……………二三一

琴板……………二三二

サの部

祭祀に用ひられたる武器と神寶の意義……………二一六
祭儀としての音楽……………二三一
酒殿の遺跡……………二一一
幸魂……………九五
劔持神……………一三三
三種神器……………一五一

シの部

志賀神……………一四七
磯城、磐境の形状と其目的……………一八四、一九二
磐境の意義……………一八五
磐境と磯城とは同物……………一八五
磯城の性質……………一八七
磯城の遺跡……………一八七
神籠石は磯城磐境の遺跡なるべし……………一八九
當時の祭祀と磯城の必要……………一九〇
磯城と覺悟思想……………一九一

司祭者の服裝……………二四七
氏族制度と民族同化の關係……………一五五
氏族制度と當時の經濟組織……………一五八
支那鏡の輸入……………一四四
進化論……………二一四
新石器時代……………一五六
新撰姓氏錄……………一五五
人間の創造……………一、三
人類最古の遺物……………四
神仙談……………二四
神歌鏡と道教思想……………一三三
神歌鏡……………一一七、一二二、一二二
神武天皇……………一六一
神道の國家的祭祀たる所以……………一六一
神道の個人化……………一六二
神道の祭祀と國家的思想の普及……………一六三
神社の酒殿……………二一〇
神地、神戶……………二二一、二二三
神田の起因……………二二二
神社は宗教なりや否や……………二六一

神明造の起原……………一九五、一九八
 神話の性質……………四九
 社殿の發達と其形式……………一九二—二〇〇
 修二會……………二三九
 シヤマン教……………二三三
 宗教的祭祀に於ける女子の位置……………二四六
 宗教の社會的勢力……………二六〇
 シユリアスシーザーと太陽神……………一三〇
 シビターと石器……………三六
 女子をして祭祀に當らしめたる外國の風俗……………二四五
 消極的祭祀……………一五二
 白和幣……………二〇四

スの部

少名毘古那神……………六五、六七—七〇
 素戔鳴尊……………六〇
 スコットランド人の石器崇拜……………三五
 鈴木重胤……………五八
 住吉大神……………四九
 すめらぎの意義……………二五〇

セの部

四王母……………一二二
 清淨と司祭者の資格……………二二七
 石神……………二七—三九
 石神と多伎都比古の御魂……………三八
 神功皇后と石神……………三八
 世田姫石神……………三八
 現今各地の石神……………三九
 石神の名稱……………三九
 南洋土人の石神崇拜……………三七
 石神の目的……………三四
 石神の形状……………三三
 先住民族の諸神……………五一

リ

リ 智富ツホド……………六六、六七

タの部

太陽崇拜……………一三八

大神宮の創建……………一六〇

高天原……………一〇〇、一〇一

竹玉の起原……………二〇八

高御產巢日神……………五〇

高倉下……………一三四、一六八

高皇產靈神……………一三六、一五〇

武甕槌神……………一〇〇

武甕槌神……………一三四、一三九、一六八

手力男神……………一〇六

楯の遺物……………二一七

蛇神崇拜……………七一—七三

禊を掛ける目的と其意義……………二四三

多遲具久……………六五、六六

チの部

地球の年齢……………二
 千座置戸……………六二

ツの部

月讀命……………五九

テの部

天孫降臨……………一〇〇
 天孫降臨の先驅……………九九
 天孫氏族……………一〇二—一〇五
 天孫種族の諸神……………一五一
 天孫と國津神の女との血族的關係……………一五五
 天神地祇の祭祀と國家的幸福……………二六五
 天地根源宮造……………一九五
 天皇崇拜の根本思想……………二四七
 天皇の文字の使用されたる最古の例……………二四九
 天皇稱呼の完成……………二五二
 天皇崇拜の形式……………二五二

トの部

道士と鏡……………二二七
 銅飯、銀鉢……………二一八
 東王父……………二四
 徳川時代の鏡……………一一二

索引

特別創造説……………一
 土器塚……………九
 土器……………一一
 土器の系統と八種の差異……………二〇
 土偶……………二二—二九
 土版……………二六—三〇
 常世思金神……………一〇六、一〇九
 トヨスキリヒヤ
 豊饌入姫命……………一四—二三
 鳥船神話と靈魂昇天思想……………九二

十の部
 中臣氏……………二三四
 直入物部神……………一四七
 直入中臣神……………一四七

二の部
 和魂……………九五、一四九
 丹生川……………一三五
 日本固有民族の創造……………一五四

八

日本書紀の天地開闢神話……………五一
 日本書紀編纂の態度……………五〇
 日本石器時代民族……………一一—二三
 日本石器時代土偶……………二二—二九

又の部
 幣……………二〇五

ノの部
 野美宿禰の墓……………七九
 祝詞と其發表の形式……………二二—二八
 祝詞の形式……………二二—二八

八の部
 八神殿……………一三七
 埴輪……………七九—八一、八七
 祓……………一七三
 禊祓の始……………一七三
 須佐之男命の祓……………一七三
 伊邪那岐神の祓……………一七四

ヒの部

穢觸思想と清祓法の一般的性質……………一七四
 祝部……………二二—二六
 速贄……………二二—二六

ヒの部
 彦火火出見尊……………一五五
 火櫛式……………二二—二九
 火燧臼……………二二—二九
 日の神の威光……………一三三
 神籬の形式と其意義……………一七五—一八四
 神籬とは何ぞや……………一七六
 神籬と御室……………一七六
 神籬の材料……………一七六
 五十串……………一七七
 木柴……………一七七
 五百枚……………一七七
 神籬を建てたる場所……………一七七
 神籬は神詞なりといふ説……………一七八
 宣長の説……………一七九
 堀秀成の神籬説……………一七九

フの部

新井白石の神籬説……………一七九
 神奈備とモリと神籬の關係……………一八〇
 賀茂真淵の神奈備考……………一八〇
 モリの意義……………一八〇
 神籬本来の性質……………一八一
 神籬と樹木崇拜思想……………一八一
 外國に於ける樹木崇拜思想……………一八二
 神籬は我國最古の神殿……………一八四

フの部
 武器を祭祀に使用せしむる……………二二〇
 副葬品の種類……………八二、八六
 経津主神……………一〇〇
 部……………一三四、一三九
 太古の起原……………一六三
 太古の方法……………一六四
 太手禰……………二四二

への部
 平安時代の鏡……………一一二

索引

九

幣帛の種類.....二〇四

ホの部

蓬萊鏡の由来.....二一九

方圓思想と陰陽思想.....二二五

鈴を立て、神を祀る.....二一七

マの部

禁厭の法.....七〇

勾魂.....一〇六

勾玉及び竹玉.....二六、二〇八

靈時.....一四一

萬葉集.....九二

ニの部

神酒.....二〇九

神酒と宴遊.....二一〇

明器.....八五

道臣命.....一四〇

路往占.....一六七

木兎に似たる土偶.....三一

民族の創造的綜合.....一〇四

未來觀.....七四、八四

メの部

メキシコ土人の石神崇拜.....三五

モの部

蒙古の卜法と太占の類似.....一六四

本居宣長.....五五

百八十纏の白楯.....二一六

ヤの部

八尺勾瓊及鏡.....一〇六

八十神.....六四、六五

八咫咫鳥.....一三四、一三九

夜刀神.....七三

日本民族の自覺せる國民性.....一〇四

日本武尊.....九一

倭姫命.....二三四

彌生式土器使用民族の分布.....二二

エの部

タフ占.....一六七

木綿.....二〇五

木綿手次.....二四二

夢占.....一六九、一七〇

ヨの部

善解除.....一五〇

レの部

靈魂觀.....七四、七五、九一、九三、九六、九八

靈魂祭祀の形式.....九九、一〇七、一〇八

.....九〇

大正九年五月十五日印刷
大正九年五月十五日發行

版權所有

發行所

東京市京橋區桶町十五
大阪市南區三休橋南詰

株式會社

大

鐙

閣

振替 東京三三六一八番
大阪二七一五五番

電話 京橋一三一三番
南一八〇三番

神道起原論

定價金參圓七拾錢

著者 津田敬武

發行者 東京市京橋區桶町十五番地
株式會社 大鐙閣

本社發行者 久世三

印刷者 東京市麴町區有樂町二丁目一番地
吉原良三

印刷所 東京市麴町區有樂町二丁目一番地
報文社

324
621

終

